

今後のごみ減量施策のあり方

—クリーンセンター等への許可業者搬入手数料のあり方について（最終まとめ）—

（案）

平成17年7月

京都市廃棄物減量等推進審議会
ごみ処理手数料等検討部会

目 次

1	審議経過	・・・	1
2	許可業者手数料見直しの背景	・・・	2
	(1) 許可業者手数料への減額措置の歴史的背景		
	(2) 減額率の推移		
	(3) 許可業者手数料等に関する課題		
3	事業者・許可業者・行政を取り巻く状況	・・・	4
	(1) 事業者の状況		
	(2) 許可業者の状況		
	(3) 行政の状況		
	(4) まとめ		
4	許可業者手数料の考え方	・・・	6
5	京都市が目指すべき許可業者手数料見直しの方向性	・・・	7
	(1) 今後の方向性		
	(2) 新たな許可業者手数料		
	(3) 各主体の役割分担		

資料

- 諮問文
- 検討経過
- 審議会委員・部会委員名簿
- 京都市におけるごみ処理の現状
- 減額率の変遷
- 他都市における減額措置の状況
- 事業者アンケートの結果概要
- 許可業者の経営状況
- 許可業者アンケートの結果概要
- 許可業者の契約件数と1回当たりの排出量が0.3トンを超える割合

1 審議経過

京都市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、昨年5月、「今後のごみ減量施策のあり方について」として、「クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方」について市長から諮問を受けた。

「クリーンセンター等へのごみ搬入手数料」は、ごみの排出者が直接クリーンセンターや埋立処分地に搬入する場合の「持込ごみ」の手数料と、ごみの排出者からの委託を受けて、一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）がクリーンセンターに搬入する場合の「業者収集ごみ」の手数料（以下「許可業者手数料」という。）に大別される。

これらについては、本年度が持込ごみ手数料の改定年度に当たっていたこと、一方で許可業者手数料については後述する減額措置など長期的に検討すべき課題があることから、審議会では、本年度の持込ごみ手数料改定のあり方を短期的方向性、許可業者手数料のあり方を長期的方向性として、それぞれについて順次議論を行うこととされた。当部会は、それらに関する具体的な議論を行うために設置されたものである。

当部会は、まず短期的方向性（持込ごみ手数料）について4回にわたり審議を重ね、昨年10月、意見を取りまとめて審議会に報告し、審議会においては同年11月4日付で市長に答申した。京都市は、この「答申」を尊重し、本年7月から持込ごみ手数料の改定を行った。

一方、長期的方向性（許可業者手数料）については、昨年11月から6回にわたり部会において議論を行ってきたが、それらの議論を踏まえて考え方を最終的に取りまとめたものがこの『最終まとめ』である。

2 許可業者手数料見直しの背景

(1) 許可業者手数料への減額措置の歴史的背景

「許可業者」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条に基づき京都市から許可を受け、ごみの収集・運搬を行う業者である。これらの許可業者は、京都市内の事業者と契約を交わし、事業者から排出されたごみを適正に処理するため、クリーンセンターに搬入している。

許可業者は、特に昭和30年代以降の高度経済成長に伴いごみ量が急速に増大していく中で、一般廃棄物の処理責任を負う行政に代わり事業者から出るごみを円滑に処理するという公共的役割を担い、また、収集作業の特殊性（深夜・早朝収集、毎日収集、年中無休など）等により厳しい労働環境に置かれながらも、都市の美化推進を含めた生活環境の保全と公衆衛生の向上に大きく貢献してきた。

昭和38年頃、それまで無料だった清掃工場（現在のクリーンセンター）へのごみの搬入が有料とされたことに伴い、京都市は許可業者からも搬入手数料を徴収することとなったが、前述のような許可業者の役割・性格を考慮して、搬入手数料を一定割合減額する措置を講じた。

この減額措置は、歴史的には、ごみ処理事業の円滑な推進と公衆衛生確保のために大きな意義を有するものであったといえる。

なお、この措置は、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）第38条*を根拠として現在も適用されている。また、こうした減額措置は、政令指定都市である大阪市、神戸市、福岡市のほか、大阪市周辺の都市でも実施されているが、全国的に見れば実施しているところはごく少数である。

*京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条
（一般廃棄物処理手数料等の減免）

市長は、特別の理由があると認めるときは、第35条第1項に規定する手数料及び前条第1項に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

(2) 減額率の推移

減額率は、減額措置導入当初（昭和38年）は80～90%であったが、次第に、安価な搬入手数料の設定による弊害（他都市のごみや産業廃棄物が搬入される不適正な状況、契約料金の過剰な値引き競争による混乱など）が指摘されるようになり、以後、徐々に減額率が引き下げられてきた。

現在（平成16年）では、減額率は50%まで引き下げられている。

(3) 許可業者手数料等に関する課題

減額措置を含むこれまでの許可業者手数料のありようについては、今日、次のような課題が顕在化している。

①社会的動向の変化

平成12年、「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という）をはじめとする各種リサイクル法が整備され、また、本年2月には、ここ京都の地で産声を上げた、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の京都議定書が発効するな

ど、「循環型社会」・「脱温暖化社会」に向けた社会的動きはますますその加速度を増しつつある。このように、ごみの適正処理よりもごみの減量・リサイクルに重点が移りつつある状況の中、行政の代行としての円滑な適正処理への貢献という公共性を減額理由とすることは困難となりつつある。

大阪市や神戸市など他都市における減額廃止の動きも踏まえ、現行の減額措置の見直しを図ることが必要である。

②事業者のごみ減量行動へのディスインセンティブ

「循環基本法」は、排出者責任として、ごみの排出事業者が、自らの責任において、その排出したものについて適正に循環的な利用又は処分をすべき責務を規定している。すなわち、事業者はその責務としてごみの減量・リサイクルを促進し、ごみの処理を委託する場合には、その処理にかかる適正な費用を負担しなければならない。

ところが、事業者と許可業者の契約料金は、契約のベースとなる排出量の設定が容積ベース、重量ベース、ごみ袋の数など許可業者ごとに様々なパターンがあり、しかも1度に複数の事業者からのごみを収集していることから、事業者ごとに排出量を正確には把握できていないという問題がある。このように料金設定の明確な基準がないことから、事業者の立場が強く、長引く不況の影響などで経費支出を抑えたい事業者に許可業者が契約料金の値下げを求められるケースもあり、減額措置とあいまって事業者にごみ減量・リサイクル行動へのインセンティブが働かない状況となっている。

今日の社会的動向の中で、事業系ごみの排出者責任が特に強く問われるようになってきていることからすれば、これは決して望ましいことではなく、排出者責任の徹底を図るため、減額措置を見直し、事業者も適正な処理料金を負担する仕組の構築が必要である。

③許可業者手数料の公開

条例第38条に基づく一般廃棄物処理手数料等の減額については、本来個々の許可業者に対して、その事情を精査したうえ、条例の規定に基づき、その適用を行うべきであるにもかかわらず、これまでの経緯の中で、全ての許可業者に対して一律減額してきたことは、結果としてその減額分が税によって補填されていることを考えれば、市民に開かれた措置とは言い難い。

また現行の許可業者手数料は、条例で定められている持込ごみ手数料をベースに算出されているが、減額後の許可業者手数料自体は条例に明記されておらず、このことも公開の確保の面で問題がある。

このため、ごみ処理原価との関連を明らかにしながら、許可業者手数料の区分を条例に新設するなどその公開を確保するための措置が必要である。

「循環型社会」・「脱温暖化社会」の構築を目指すうえでは、ごみの減量・リサイクルの促進が大きな鍵のひとつとなるが、それを進めるには、近年排出量が横ばいで減少傾向が見られない業者収集ごみについても、その排出者に処理費用の適正な負担を求めることで経済的インセンティブを働かすことが極めて重要である。

3 事業者・許可業者・行政を取り巻く状況

当部会は、以上のような課題を踏まえ、事業者・許可業者・行政それぞれの状況の把握を行いつつ検討を行った。

(1) 事業者の状況

京都市の事業者は、その6割が個人事業者であり、政令市の中でもその割合が最も高く、中小零細企業が多いという地域的特徴を有している。その経営状況は、長引く不況の影響などから厳しいものとなっている。

また、当部会は、事業系ごみに関する事業者の現状を知るため、市内1,000社（京都商工会議所会員名簿から従業員規模別に無作為抽出）を対象にアンケートを実施した。回答数は421通（回答率42.1%）であった。

その中では、平成13年度に許可業者手数料を値上げしたにもかかわらず、6割の事業者が、「契約料金に変化がない」と回答し、手数料改定による事業者の料金負担が進んでいないことが明らかになった。また、契約料金にクリーンセンターへの搬入手数料が含まれていることについては、半数の事業者が「知らない」と回答し、契約料金の内訳についても十分な理解がなされていないことも浮き彫りとなった。更に、許可業者への減額措置については、ほとんど知られていなかった。

減額措置の今後のあり方については、回答者の半数が「段階的に見直すべき」と回答し、また、減額措置見直しによる負担増については、「必要なら負担すべきと思うが今はその余裕がない」が3割と最も多く、次いで「努力すれば負担が減る仕組みがあればかまわない」との回答が多かった。

(2) 許可業者の状況

許可業者の経営状況は、ほぼ全ての業者に一般廃棄物の収集運搬以外の事業による収入があるなど、経営の多角化が進んでいる。しかし、一般廃棄物関係で見た経営規模は、車の保有台数が1～3台、従業員数も2～7名程度が多く、概ね小規模なものとなっている。また、各種経営指標について、一般廃棄物収集運搬事業のみに限定して見た場合も、他事業にまで拡大して見た場合のいずれにおいても、大半の許可業者が全国平均（TKC全国指標*）よりも低い水準にあり、収益性は強くないと考えられる。このため、減額措置の廃止や手数料改定により、事業者から適正な処理料金の負担での契約が進まない限り、一般廃棄物の収集・運搬だけではほとんどの許可業者の経営は成り立たなくなると考えられる。

また、当部会は、許可業者（86社）に対してもアンケートを行った（回答数85社（回答率98.8%））。それによれば、手数料改定に伴う事業者の料金負担の増加が2割程度しか進んでおらず、残りは許可業者自らが値上げ分を吸収していると回答しており、図らずも6割が「契約料金に変化がない」とした事業者アンケートの結果を立証するものとなっている。事業者に適正な負担を求めるために必要なこととしては、「行政による普及啓発の徹底」との回答が最も多く、ついで「許可業者手数料の条例明記等」が挙げられている。

減額措置の今後のあり方については、「今は残すべき」と、『段階的に見直しを実施すること』あるいは『事業者の料金負担の仕組みが整うこと』を条件とした「条件付

廃止」を求める回答がそれぞれ半数近くを占めている。

＊TKC経営指標

税理士、公認会計士の全国ネットワークである「TKC全国会」が公表している、企業経営上のさまざまな数値を示したものである。建設業31業種、サービス業39業種などそれぞれの業種ごとに経営指標の平均的な数値が示されており、「ごみ収集運搬業」もサービス業に含まれている。

(3) 行政の状況

①京都市における事業者への普及啓発・指導体制

事業者への京都市のごみ減量指導としては、条例により大規模事業所に義務付けられている減量計画書の作成・提出があるが、市全体におけるカバー率は事業者数で1%、ごみ量（リサイクル量除く）で30%に過ぎず、また、事業者への立入りを含む減量指導のための専属職員もいない状況にある。

事業者へのごみ減量等の普及啓発についても、京都市では関係課が必要に応じて実施しているのみであり、統一的かつ総合的な普及啓発セクションがない。

②他都市（大阪市、神戸市）の動向

大阪市は、平成13年、審議会から、「長期にならない範囲で段階的に減額措置を廃止すべき」旨の答申が提出されたことを受け、平成14年に減額率を50%から30%に引き下げた。現在、19年度の減額措置廃止に向けて取組を継続中である。

また、神戸市は、平成14年度に、本年4月から減額措置を廃止することを決定した。内容としては、15年1月に減額率を83%から50%に引き下げ、17年4月から減額措置を廃止するという2カ年の計画であった。しかし、事業者・許可業者双方から再検討等を求める陳情が市会に提出されたこともあり、現在、減額措置廃止の時期を延期し、平成19年4月に実施することとしている。

(4) まとめ

以上の状況からすると、事業者・許可業者とも、相当数が減額措置の見直しに対する理解を持っているが、許可業者は経営状況が小規模であるうえに事業者への契約金額値上げができておらず、事業者は中小企業が多く経営にゆとりがないため、今以上の負担が困難な状況にあると考えられる。また、事業者に対する行政の普及啓発・指導体制も整っておらず、手数料の仕組みそのものの周知が不十分で、これも事業者への適正な処理料金の負担が進んでいない一因であると思われる。

4 許可業者手数料の考え方

まず、許可業者手数料を算出する際のベースとなっている持込ごみ手数料について見てみると、平成13年度の持込ごみ手数料改定においては、「原価主義」の考え方が取り入れられ、それまでのように、ごみ処理費用のうち、現場職員の人件費やクリーンセンターの維持管理経費などの「直接費」だけではなく、建物等の減価償却費や起債利子などの「間接費」の半額程度を加えた額が、新たな手数料算定基礎額とされた。更に、持込量が多いほど負担が大きくなるという累進制が手数料体系に導入され、手数料算定基礎額を最高額として3つの手数料区分が設定された。

この13年度改定の際、許可業者手数料の算出に当たっては、累進制を反映する手法が採用された。すなわち、許可業者の1回当たりの搬入量実績について、その量を持込ごみとして搬入した場合の手数料を算出し、その額を1トン当たりに割り戻した平均単価が許可業者手数料とされたのである。

しかし、持込ごみ手数料の累進制は、ごみの排出者と、実際に手数料を支払うクリーンセンター等への搬入者が基本的に一致するという前提のもと、ごみ減量・リサイクルへのインセンティブを働かせるため排出者自身に適用することが想定されている。このことからすれば、ごみの排出者（事業者）と、搬入者（許可業者）とが一致していない許可業者収集ごみの処理手数料については、上述のような累進制を適用することは妥当ではないと考えられる。

一方、政令指定都市の許可業者手数料の設定状況を概観すると、条例により持込ごみ手数料と許可業者手数料を別途設定しているのは大阪市のみである。神戸市、福岡市など減額措置を適用している都市も含めたその他の都市すべてが、持込ごみ手数料を基準とした体系となっている。

こうした状況も踏まえれば、許可業者手数料を持込ごみ手数料とは別に設定する、いわば二重料金システムは決して妥当とは言えず、ごみ処理原価を根拠に設定した持込ごみ手数料を適用するのが望ましいと考えられる。従って、許可業者手数料としては、持込ごみ手数料の第1区分、第2区分又は第3区分（手数料算定基礎額に相当）のいずれかを適用すべきである。

原価主義を追求するならば第3区分を適用するという考え方もあるが、許可業者と契約している事業者の1回当たりごみ排出量を見ると、最も小さな区分重量である0.3トンを超える事業者数の割合は2.4%に過ぎず、ほとんどの場合これ以下である。

こうした現状から、許可業者手数料としては、持込ごみ手数料の第1区分を適用することが適切であると考えられる。

ただし、事業者や許可業者の経営状況、行政の普及啓発・指導体制などの現状からすると、新たな手数料体系にただちに移行するのではなく、一定の激変緩和措置及び事業者の適正負担のための仕組みを構築する期間が必要と考える。

5 京都市が目指すべき許可業者手数料見直しの方向性

以上のようなことを踏まえて検討した結果、当部会は、京都市が目指すべき許可業者手数料見直しの方向性について次のような結論を得た。

(1) 許可業者手数料の新設

持込ごみ手数料の累進制を適用して、許可業者手数料を算出することは、前述したとおり、累進制の本来の目的に照らして妥当とはいえない。

許可業者手数料としては、大半の事業者の1回当たりの排出実績を踏まえ、ごみ処理原価をベースに算定した持込ごみ手数料体系の第1区分を適用し、これを条例で明記すべきである。

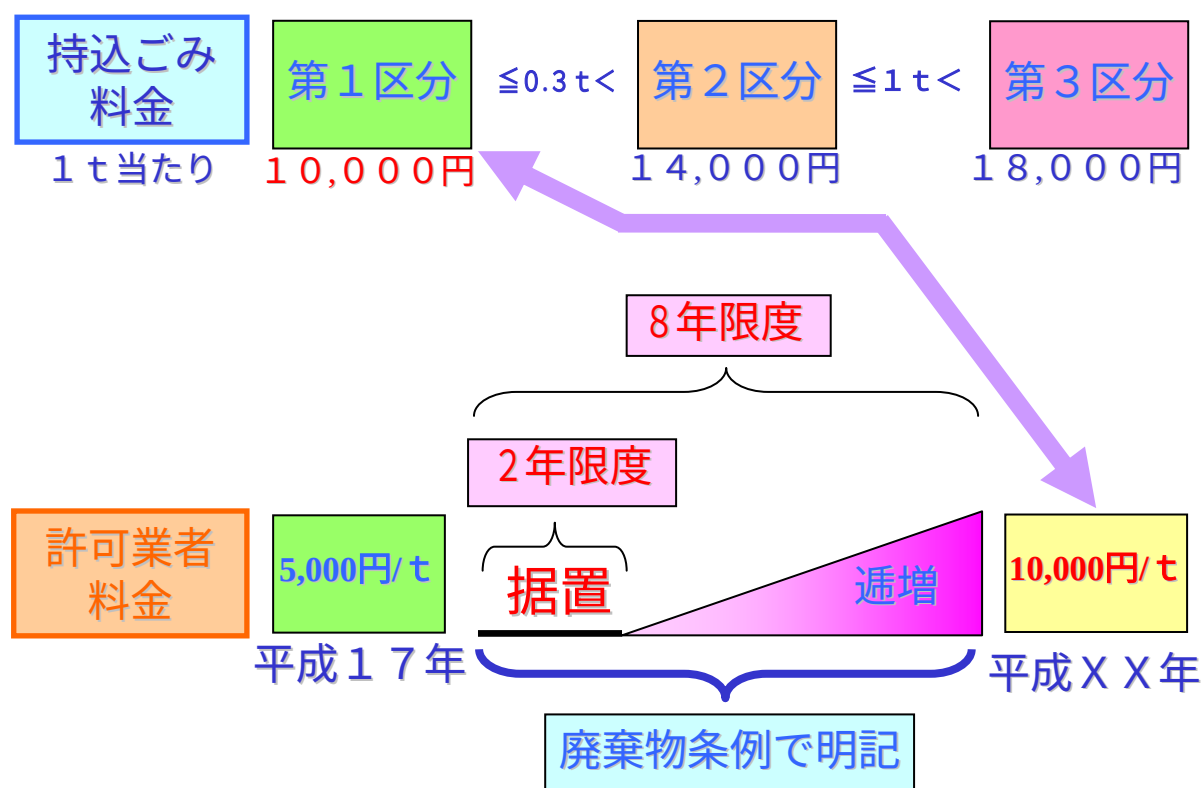
なお、条例には、この本来手数料額への移行が完了するまでの各年度における手数料額を明記すべきであるとともに、移行完了後の許可業者手数料については、その時点でのごみ処理原価や社会的状況の変化等を踏まえ、再検討を行うべきである。

(2) 移行期間の設定

京都市は、減量計画書の対象事業所の拡大、普及啓発・減量指導体制の強化など、総合的な事業系ごみ対策の仕組みの構築を目指すとともに、条例改正により許可業者手数料を新設し、これまで行われてきた許可業者手数料の減額措置は廃止すべきである。

ただし、事業者及び許可業者の現状からして、新しい許可業者手数料をただちに適用することは困難であり、また、事業者への適正な料金負担を推進するためには、行政側も上述のような事業系ごみ対策の仕組みを十分に整える必要がある。

従って、事業者への適正な料金負担を図るため、その仕組みの構築に向けて、現在の許可業者手数料額（トン当たり5,000円）を一定期間据え置き、そのうえで段階的に事業者への適正な負担を求めるべきである。また、事業者・許可業者・行政の三者により、料金負担の仕組みを議論するための新たな組織を設置して、社会的経済的状況を勘案しながら、効果的な手法やごみ減量に努力する零細事業者への対策等も考慮した検討作業を、その公開性も確保しつつ進めるべきである。また、上述の据え置き期間や事業者の適正負担のための激変緩和期間については、現状からの上げ幅が2倍に及ぶことや、減額措置を実施している他の政令市と比べても高額な手数料に移行することなどを勘案して、据え置き期間は2年以内とし、これを含めて8年を限度として、新しい検討組織の中で議論することとされたい。



(3) 各主体の役割分担

許可業者への減額措置を廃止して事業者への適正な処理料金の実現を図り、「循環型社会」・「脱温暖化社会」構築に向けて事業系ごみの減量・リサイクルを促進していくためには、事業者・許可業者・行政による新たな組織で料金負担の仕組みを検討するのみならず、市民の参加も得て、それぞれが役割と責任を担いながら取り組んでいくことが重要である。

①事業者

行政と情報を共有しつつ、自らのごみ減量・リサイクルを促進するとともに、排出者負担の原則に基づき適正な処理料金の負担を行う。

また、許可業者との協働により、分かりやすい契約料金の仕組みの構築に努める。

②許可業者

ごみの適正な処理とリサイクルを推進し、また、経営の多角化を図るとともに、適正な手数料の負担を行う。

更に、行政との協働により、事業系ごみの減量・リサイクルに関する普及啓発を推進する。

③行政

事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、普及啓発・指導体制の強化に取り組む。とりわけ中小零細企業への普及啓発等の徹底を図り、その理解を得られるように努める。

また、事業系ごみのリサイクルの受皿整備を図る。

④市民

「循環型社会」構築に向けてごみ減量・リサイクルを進めるとともに、ごみ減量や環境に配慮した製品開発を行なっている事業者を支持・応援する。

また、許可業者手数料の減額措置見直しに向けた取組への理解と支援に努める。

【 資 料 】

○諮問文

○検討経過

○審議会委員・部会委員名簿

○京都市におけるごみ処理の現状

○審議会委員・部会委員名簿

○減額率の変遷

○他都市における減額措置の状況

○事業者アンケートの結果概要

○許可業者アンケートの結果概要

○諮問文

環 環 循 第 1 3 号

平成16年5月25日

京都市廃棄物減量等推進審議会

会 長 高 月 紘 様

京都市長 梶 本 頼 兼

今後のごみ減量施策のあり方について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、ご審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

（諮問事項）

今後のごみ減量施策のあり方

- （１）クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方（事業系ごみ）
- （２）指定袋制導入の具体的あり方（家庭系ごみ）

（諮問理由）

本市では、貴審議会からの答申を踏まえ、昨年12月に「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21」を策定し、今後、同計画に掲げた数値目標の達成や施策の具体化に積極的に取り組むこととしております。

このような中、当面重要な事項として、次の2点について施策の具体化を図る必要があると考えております。

第一は、クリーンセンター等の施設に搬入されるごみの搬入手数料のあり方についてであります。これまでの手数料改定や累進制の導入などによる減量効果を踏まえ、より一層のごみ減量・リサイクル行動への動機付けとなるような手数料体系のあり方についてご審議いただきたいと考えております。

第二は、指定袋制導入の具体的あり方についてであります。指定袋については、その早期導入が必要と考えており、ごみ減量と分別・リサイクルの推進に効果的な導入方法についてご審議いただきたいと考えております。

以上2点について、ご審議をよろしくお願いいたします。

○検討経過

平成16年5月25日	第33回審議会 →「今後のごみ減量施策のあり方」に関する検討事項のひとつとして、クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方について市長から諮問。
------------	--

「ごみ処理手数料等検討部会」を設置

平成16年6月29日	第1回部会 →①諮問内容 ②本市のごみ処理の現状と課題 ③当面の議論の進め方と今後のスケジュール
平成16年7月30日	第2回部会 →議論のテーマを持込ごみに絞ったうえで、次のことを議論。 ①13年度持込ごみ手数料改定の評価 ②他都市の料金体系の状況とその仕組み ③民間における事業系ごみの受け皿整備の状況
平成16年8月24日	第3回部会 →①ごみ処理原価について ②17年度持込手数料改定の基本的方向性
平成16年10月6日	第4回部会 →①クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方（中間まとめ） ②今後のごみ搬入手数料の長期的あり方

平成16年10月21日	第34回審議会 →これまでの審議の中間とりまとめ
-------------	-----------------------------

平成16年11月25日	第5回部会 →今後のごみ搬入手数料の長期的あり方について（以降、許可業者手数料関係について議論。）
平成17年2月21日	第6回部会 →①許可業者の手数料のあり方（論点整理） ②許可業者の経営状況等について ③許可業者搬入手数料等に関するアンケートについて
平成17年3月24日	第7回部会 →①京都市における排出事業所の現状 ②行政の普及啓発・指導体制の状況 ③許可業者搬入手数料等に関するアンケートについて
平成17年5月12日	第8回部会 →①排出事業者アンケートの結果について ②許可業者アンケートの結果について ③排出事業者への負担転嫁方策（自由討論）
平成17年6月27日	第9回部会 →①これまでの検討結果のまとめ ②許可業者料金の基本的考え方 ③減免措置見直しに向けた各主体の役割分担
平成17年7月15日	第10回部会 →許可業者手数料についての『最終まとめ』の審議

○審議会委員・部会委員名簿

審議会委員（敬称略，五十音順）

氏 名		役 職 名
あさ い	とし ひこ	京都工業会 専務理事
浅井	利彦	
い い じ ま	まさ ひろ	日本チェーンストア協会関西支部 参与
飯島	正裕	
い ま に し	つね こ	聖護院学区ごみ減量推進会議 会長
今西	恒子	
おお は し	こう じ	京都百貨店協会 事務局長（㈱大丸京都店 業務推進部総務担当次長）（～17. 3. 31）
大橋	弘司	
きた も と	つと む	京都市職員労働組合連合会 執行委員長
北本	勤	
きた じ ま	まさ ひろ	京都百貨店協会 事務局長（㈱藤井大丸 業務推進部長）（17. 5. 11～）
北嶋	政博	
○ く ん じ ま	た か し	同志社大学経済学部 教授
郡 島	孝	
こ ほ り	お さ む	京都商工会議所 専務理事
小堀	脩	
さ え き	ひ さ こ	京都市地域女性連合会 常任委員
佐伯	久子	
さ さ き	か よ	同志社女子大学生生活科学部 教授（～17. 3. 31）
佐々木	佳代	
しの だ	すす む	京都市小売商総連合会 専務理事
篠田	進	
しん か わ	こう い ち	京都環境事業協同組合 専務理事（16. 10. 6～）
新川	耕市	
◎ た か つ き	ひろ し	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
高月	紘	
た か は し	お さ む	京都市環境局長
高橋	修	
な か じ ま	か ず こ	京都市生活学校連絡会 会長
中島	和子	
は ら	つ よ し	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
原	強	
ほ り	た か ひろ	環境市民 事務局長
堀	孝弘	
ま き む ら	ひ さ こ	京都女子大学現代社会学部 教授
槇村	久子	
まつ も と	あ き み つ	京都商店連盟 総務委員長
松本	明光	
や ま うち	ひろ し	京都市保健協議会連合会 副会長
山内	寛	
や ま ね	た く や	京都環境事業協同組合 理事（～16. 10. 6）
山根	拓也	

◎：会長 ○：会長職務代理者

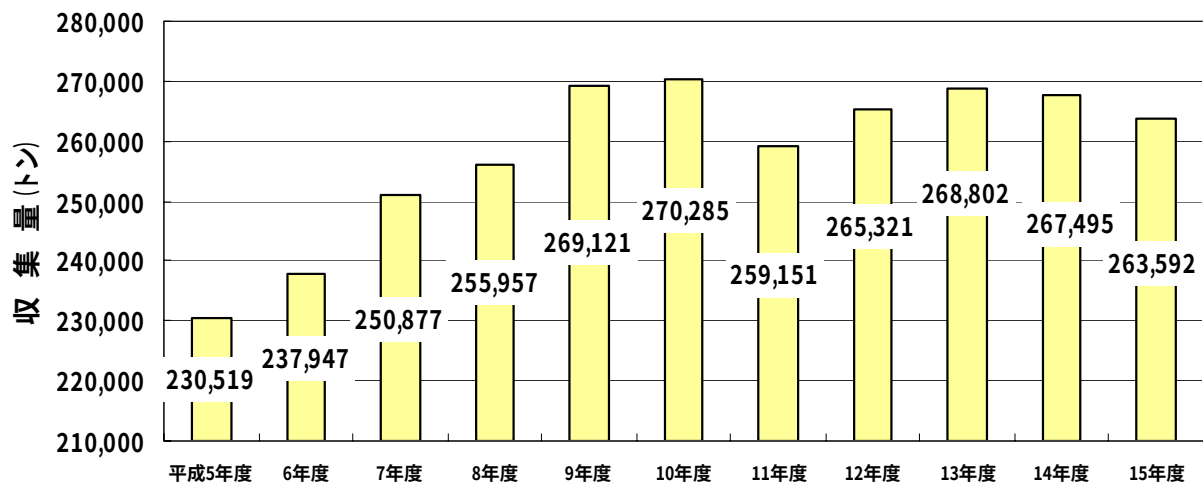
部会委員（敬称略，五十音順）

氏 名		役 職 名
おおはし 大橋	こうじ 弘司	京都百貨店協会 事務局長（㈱大丸京都店 業務推進部総務担当次長）（～17. 3. 31）
きたじま 北嶋	まさひろ 政博	京都百貨店協会 事務局長（㈱藤井大丸 業務推進部長）（17. 5. 11～）
ぐんじま 郡 瀧	たかし 孝	同志社大学経済学部 教授
しのだ 篠田	すすむ 進	京都市小売商総連合会 専務理事
しんかわ 新川	こういち 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事
◎ たかつき 高月	ひろし 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
高野	永斗	京都環境事業協同組合 会計理事（16. 10. 6～，～16. 11. 25）
○ はら 原	つよし 強	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
ほそき 細木	きょうこ 京子	日本環境保護国際交流会
みわ 三輪	ひろし 泰司	京都商工会議所都市美化・環境対策特別委員会 副委員長
やまね 山根	たくや 拓也	京都環境事業協同組合 理事（～16. 10. 6，16. 11. 25～）

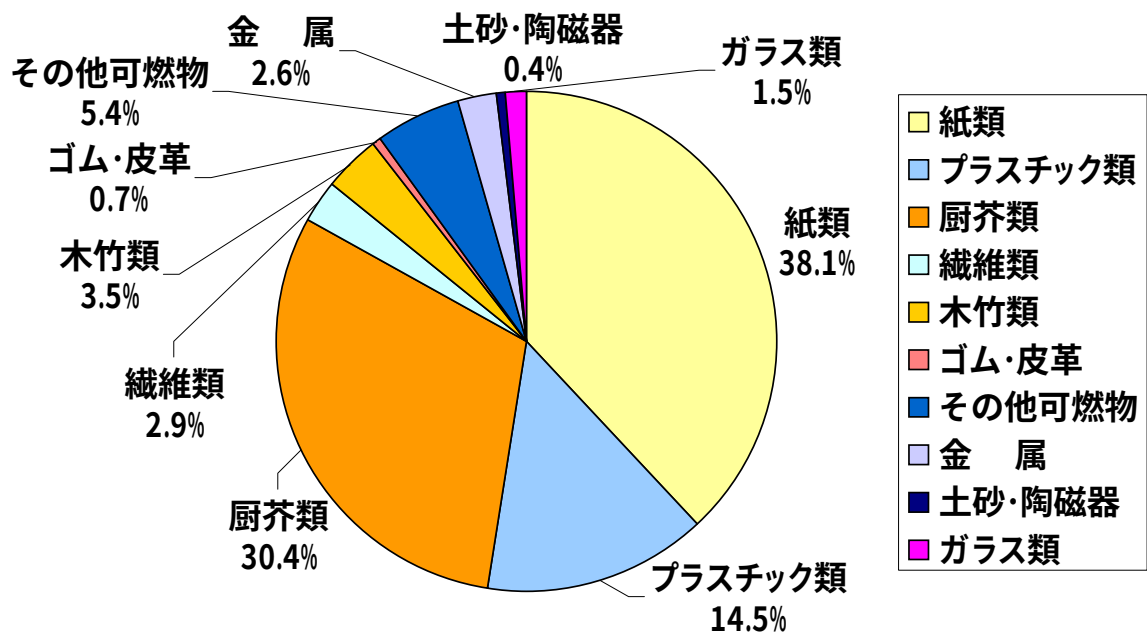
◎：部会長 ○：副会長

○京都市におけるごみ処理の現状

①許可業者収集ごみ量の推移



②業者収集ごみ質の状況（平成15年度）



○減額率の変遷

年 度	持込ごみ手数料 (円)	許可業者料 金上限※ (円/100l)	許可業者 搬入手数料 (円/t)	減額後の 許可業者搬 入手数料 (円/t)	手数料改 定後の減 額率 (%)	年間搬入量 (t)	ごみ量全体に占 める割合 (%)
昭和38 (1963)	200kgあたり 40	10円/50kg (200)	200	37	81.7	32,670	17.4
39 (1964)	200kgあたり 100	100円/1,000l (400)	500	83	83.5	38,717	17.8
47 (1972)	200kgあたり 200	120 (4,800)	1,000	119	88.1	101,059	16.5
49 (1974)	200kgあたり 400	150 (6,000)	2,000	238	88.1	89,689	17.3
51 (1976)	200kgあたり 600	300 (12,000)	3,000	375	87.5	107,237	23.6
55 (1980)	200kgあたり 600	400 (16,000)	4,000	924	76.9	134,393	24.6
59 (1984)	200kgあたり 1,000	500 (20,000)	5,000	1,475	70.5	164,079	29.4
平成元 (1989)	200kgあたり 1,100	550 (22,000)	5,500	1,760	68.0	228,192	33.4
4 (1992)	200kgあたり 1,200	600 (24,000)	6,000	2,180	63.6	233,874	31.2
9 (1997)	100kgあたり 700	700 (28,000)	7,000	3,000	57.1	269,121	33.8
13 (2001)	(第1区分) ・ ≤500kg 800円/100kg (第2区分) ・ >500kg, ≤2t	800 (32,000)	10,000	3,800	62.0 (7月~)	268,802	34.4
16 (2004)	4,000円+ 1,200円/100kg (第3区分) ・ >2t 22,000円+ 1,600円/100kg	800 (32,000)	10,000	5,000	50.0	263,592	36.9

※許可業者と排出事業者の契約料金の上限。

表中 () 内の金額は、ごみの見掛比重を0.25とした場合のも当たり料金上限。

手数料改定があった年度については、改定後の手数料額を掲載している。

○他都市における減額措置の状況

	自治体名	1トン当たりの通常手数料	減額率	実質手数料
政令市	京都市 (16年現在)	10,000円	50%	5,000円
	大阪市 (16年現在)	5,800円	30%	4,060円
	神戸市(可燃) (16年現在)	8,000円	50%	4,000円
	福岡市 (16年現在)	(50リットルごと110円)	70%	(50リットルごと33円)
その他の自治体	茨木市 (16年現在)	6,000円	48%	3,120円
	豊中市 (16年現在)	6,000円	50%	3,000円
	箕面市 (16年現在)	4,000円	80%	800円
	守口市 (16年現在)	9,000円	75%	2,250円
	枚方市 (16年現在)	6,000円	16%	5,040円
	門真市 (16年現在)	4,000円	48%	2,080円
	岸和田市 (16年現在)	8,000円	69%	2,480円
	阪南市 (16年現在)	5,000円	10%	4,500円
	高槻市 (13年現在)	8,000円	50%	4,000円
	東大阪市 (13年現在)	9,000円	44.4%	5,000円

(出典：月刊廃棄物平成16年9月号，「一般廃棄物収集運搬業者が搬入するごみの処理手数料のあり方」(大阪市廃棄物減量等推進審議会答申，平成13年))

○事業者アンケートの結果概要

(1) 調査の概要

①調査対象

京都商工会議所の登録事業者名簿から、京都市内の1,000事業者を無作為抽出した。

②調査期間・方法

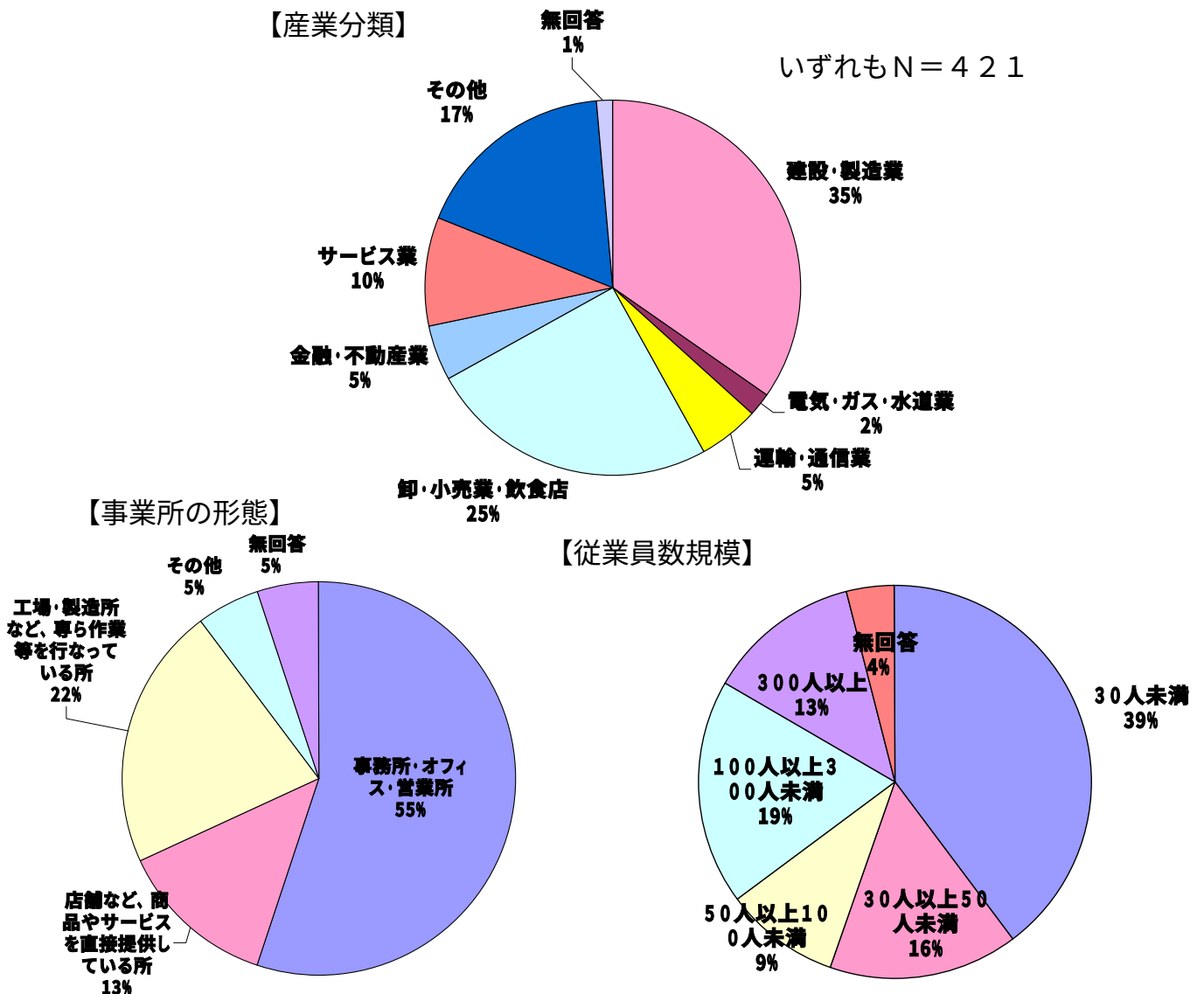
調査期間は平成17年3月25日から4月20日までとし、調査票は郵送により配布した。調査期間後、未回答の事業所に対して督促を1回行ったうえ、4月中の消印分までを有効とした。

③回答状況

- ・有効配布数：999事業者（1通があて先不明で返送されたため）
- ・回答数：421事業者、回答率42.1%

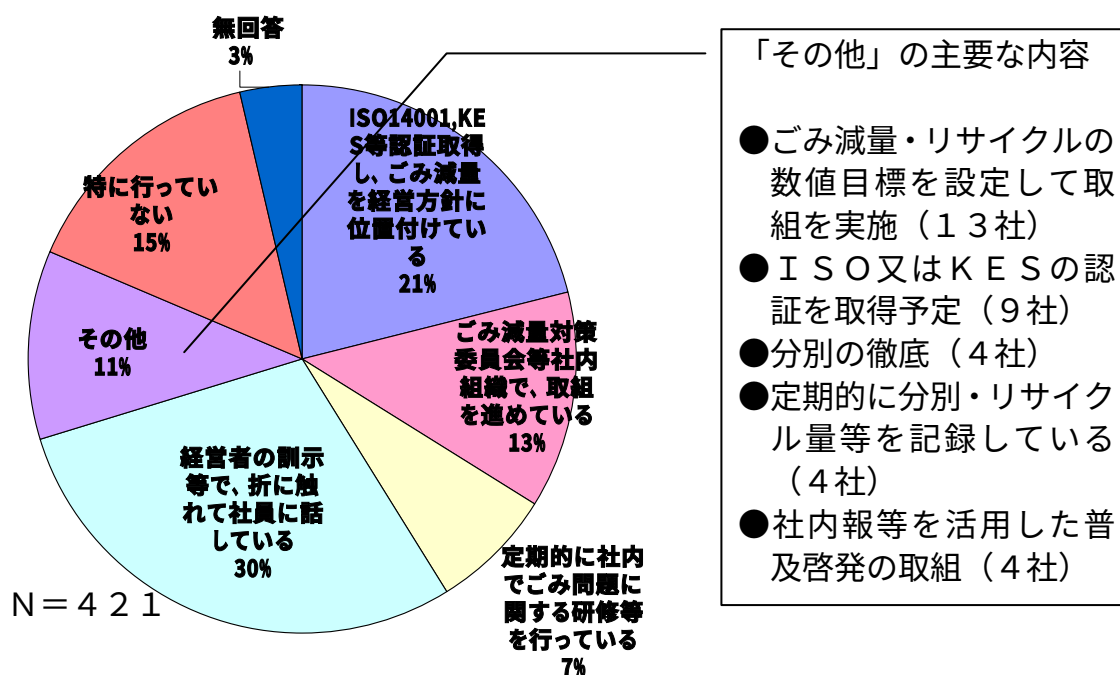
(2) 調査結果

①回答事業所の基本属性（問1関連）



②ごみに対する意識を高めるための取組（問２関連）

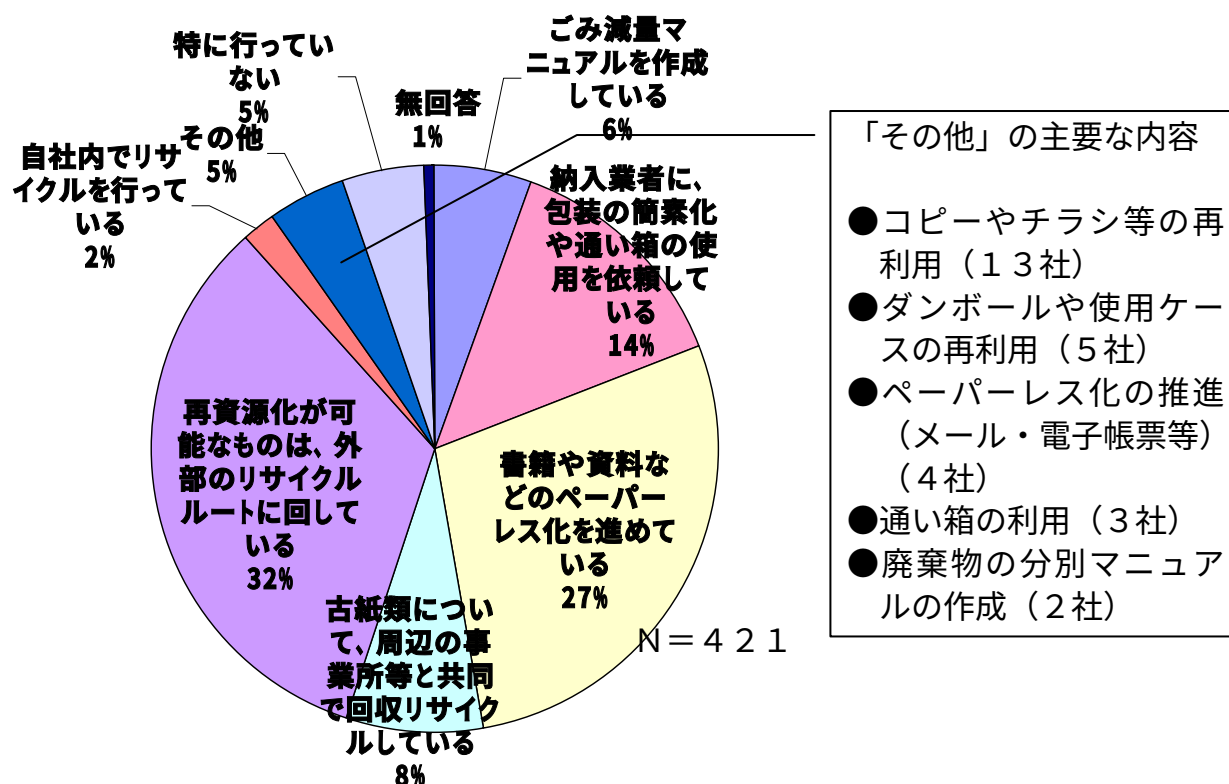
経営者の訓示等で社員に話をしている事業所や、ISO14001等の認証を取得し、ごみ減量を経営方針に位置付けている事業者が多い。また、社内組織で取組を進めているところも一定程度見受けられる。



③ごみ減量・リサイクルのための具体的取組（問３関連）

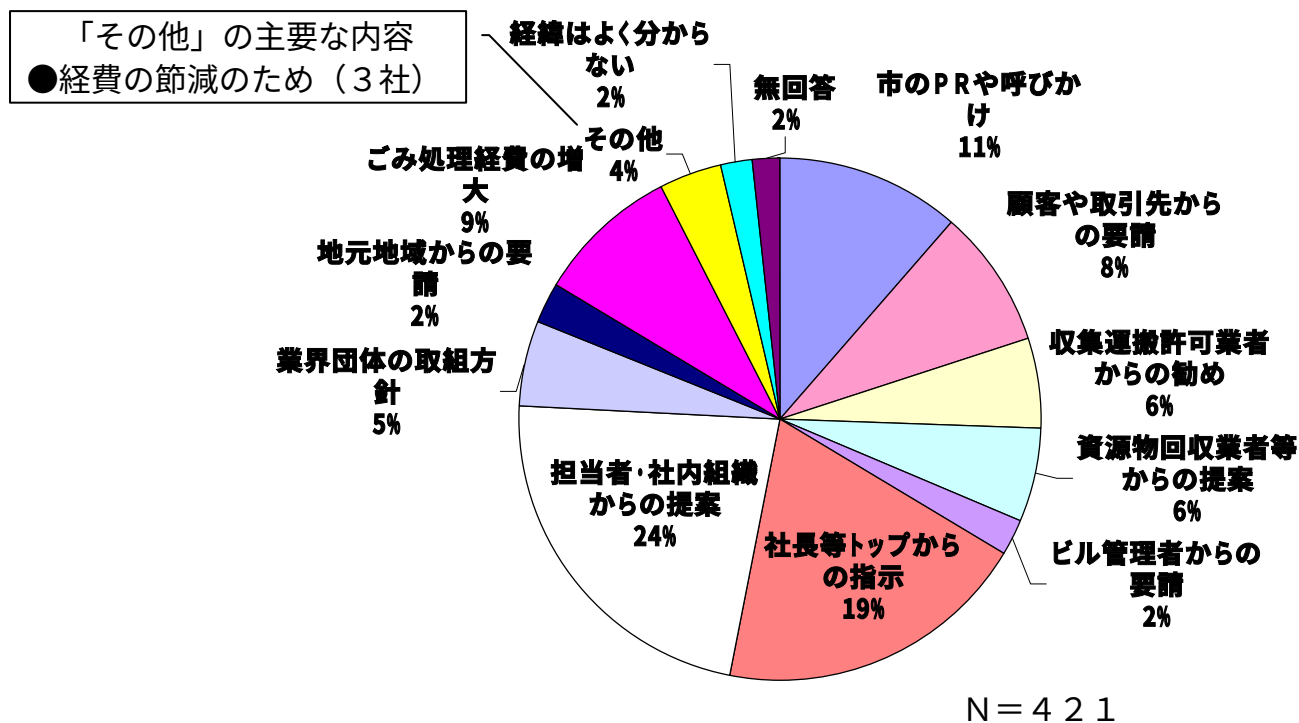
ア 取組の内容

再資源化可能物を外部のリサイクルルートに回している事業者や、ペーパーレス化を進めている事業者が多い。



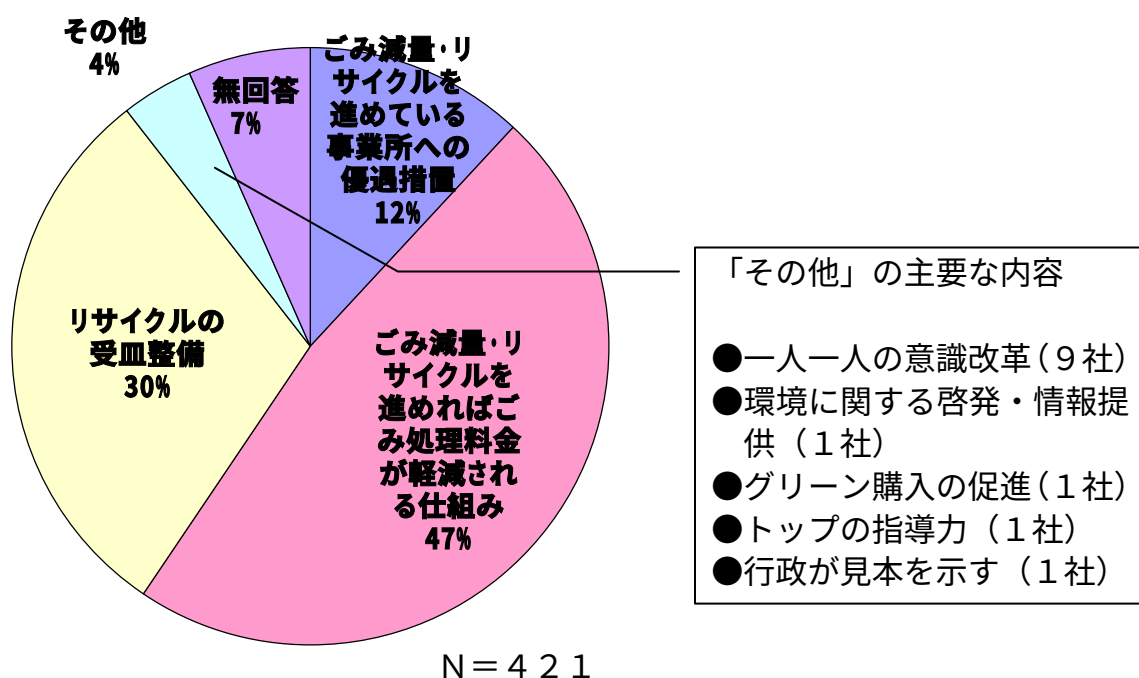
イ 取組の契機

担当者・社内組織からの提案や、社長等トップからの指示を取組の契機と回答している事業者が多く、このことから比較的多くの事業者では社内で自主的に取組が始められたものと考えられる。



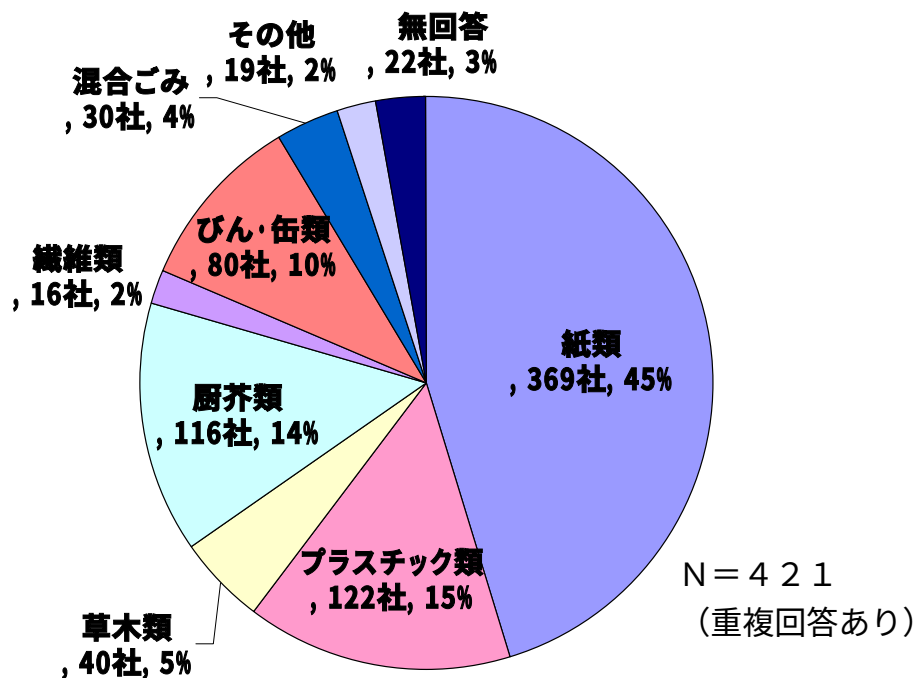
④ごみ減量・リサイクルを進めるうえで必要なこと（問4関連）

ごみ減量・リサイクルを進めればごみ処理料金が軽減される仕組みづくりや、リサイクルの受皿整備が必要と回答している事業者が非常に多く、この2つで8割弱を占めている。



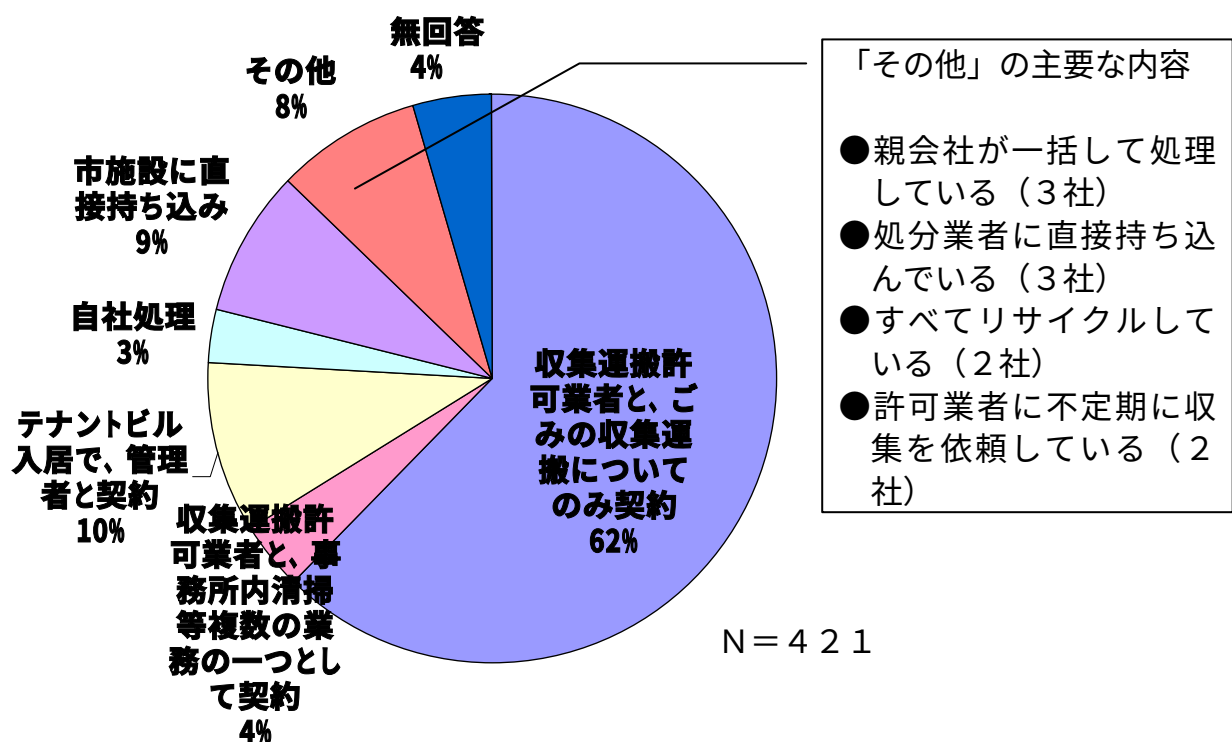
⑤排出されるごみの種類で多いもの（問5 関連）

排出されるごみのうち、目で見た感じで多いものを3つまで聞いたが、紙類が半数近くを占め、次いでプラスチック類、厨芥類が多い。これは、最近の事業系ごみの組成の傾向にまさしく合致する。



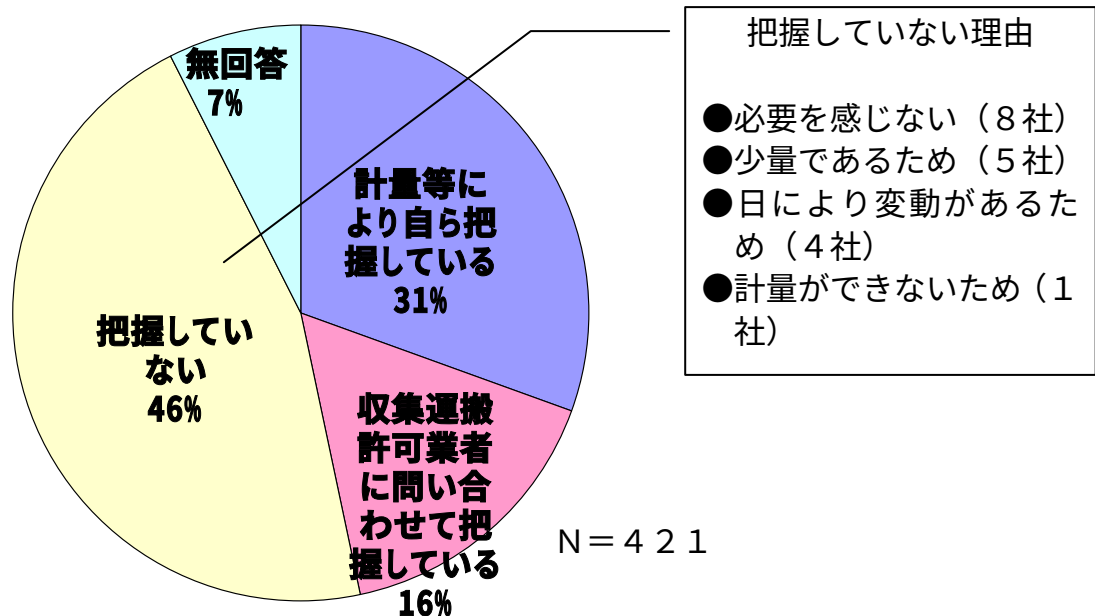
⑥リサイクルしている以外のごみの処理方法（問6 関連）

収集運搬許可業者と契約を結んでいる事業者が計66%に上っている。



⑦ごみ排出量の把握状況（問7 関連）

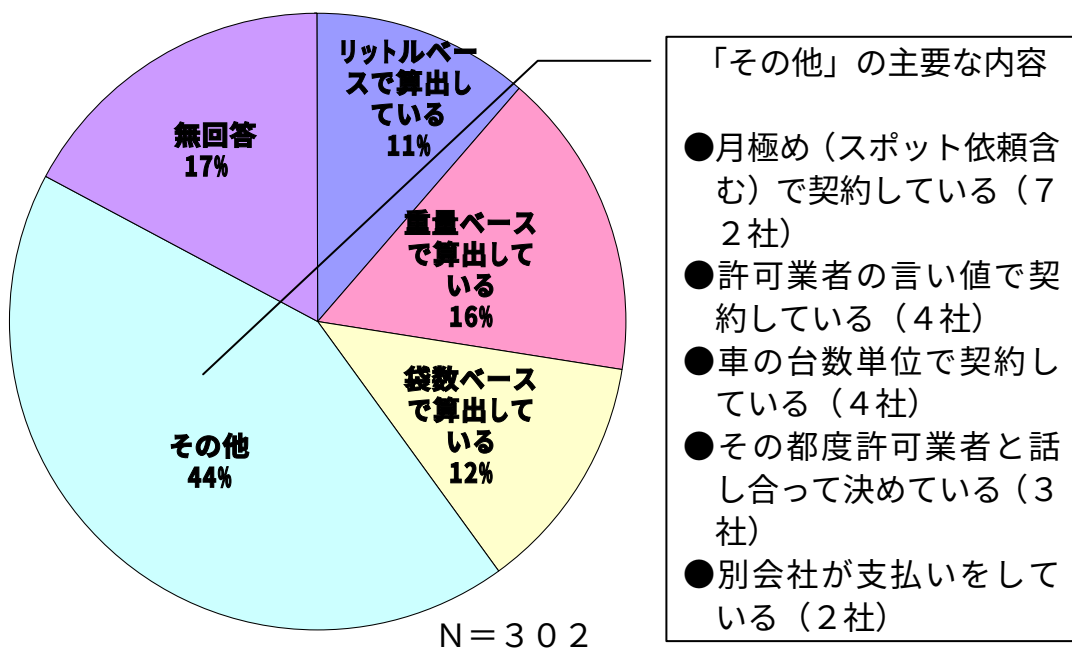
自らの計量又は許可業者への問い合わせによりごみ排出量を把握している事業者が併せて47%に上っているが、一方でごみ排出量を把握していない事業者も同程度の割合を占めている。



⑧収集運搬許可業者との契約料金（問8 関連）

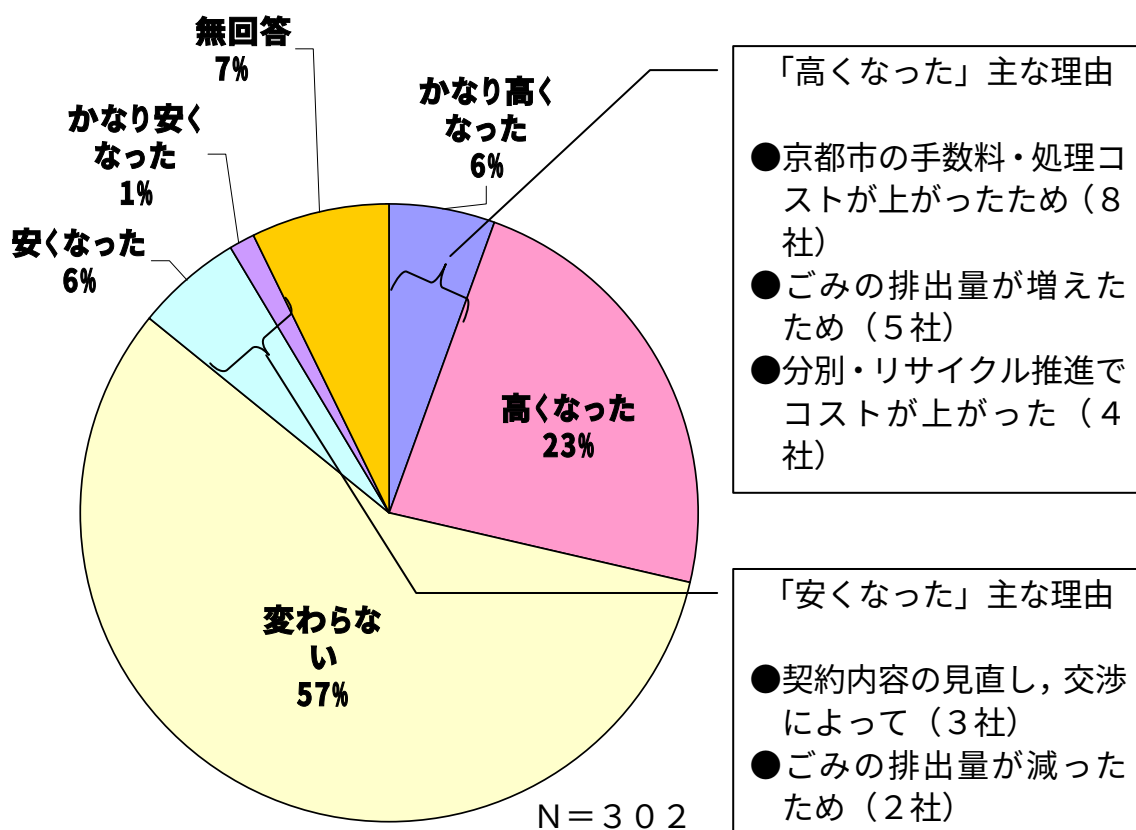
ア 契約料金の決め方

リットルベース・重量ベース・袋数ベースでの算出がほぼ同程度の割合となっているが、「その他」が半数近くに上っており、事業者ごとに多様な方法で契約料金が決定されていることがうかがえる。



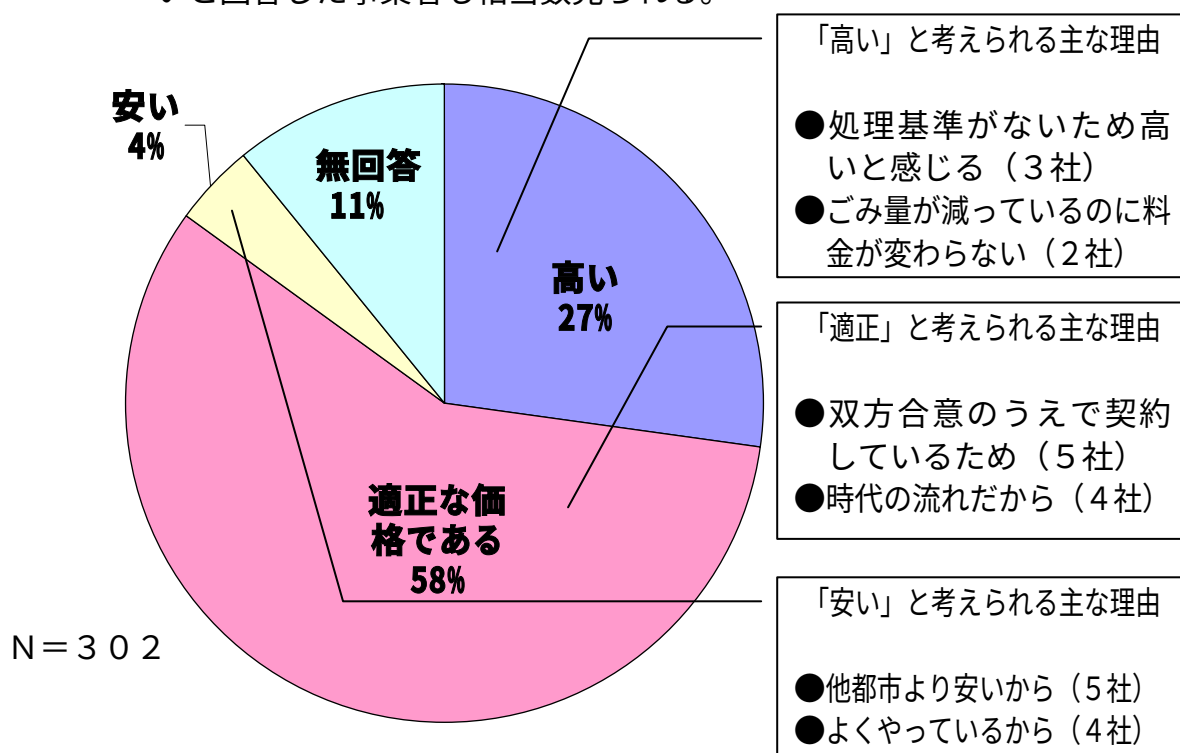
イ 過去4年間の契約料金の変化

高くなったと回答した事業者が約2割あるが、変わらないと回答した事業者はおよそ6割を占め、ここから手数料改定に伴う排出事業者への負担転嫁があまり進んでいないことがうかがえる。



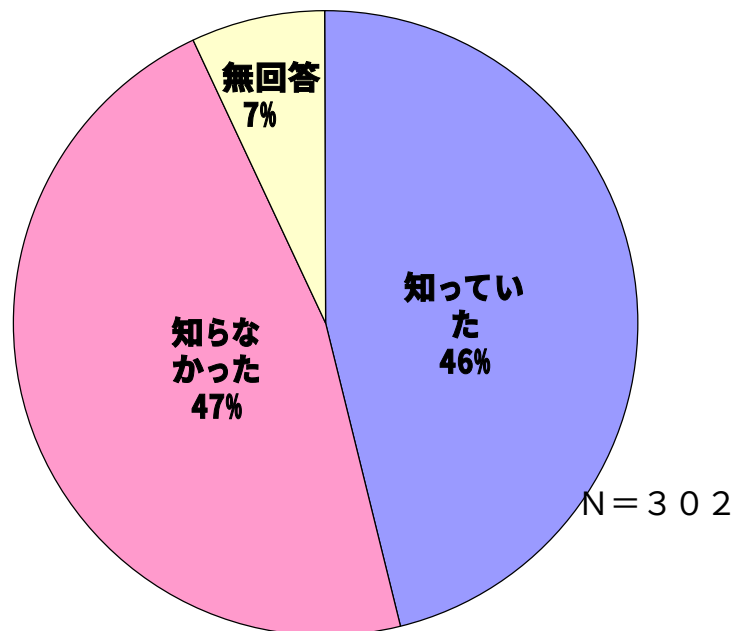
ウ 契約料金の適正度

適正な価格であると回答した事業者がおよそ60%を占めているが、高いと回答した事業者も相当数見られる。



エ 契約料金にクリーンセンター搬入手数料が含まれていることの認知度

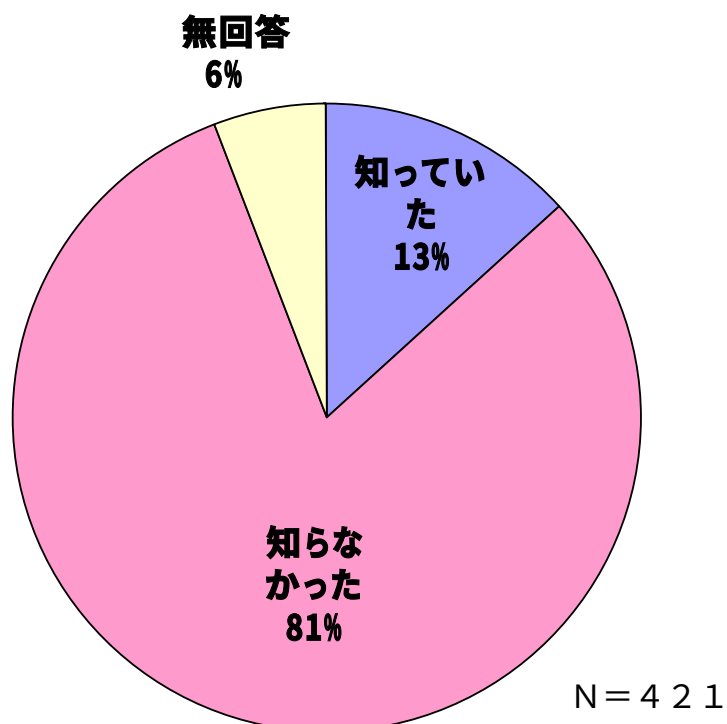
知っていた事業所と知らなかった事業者の割合がほぼ拮抗しており、手数料の仕組みがまだそれほど事業者理解されていない現状が明らかになっている。



⑨許可業者搬入手数料の減額制度について（問9関連）

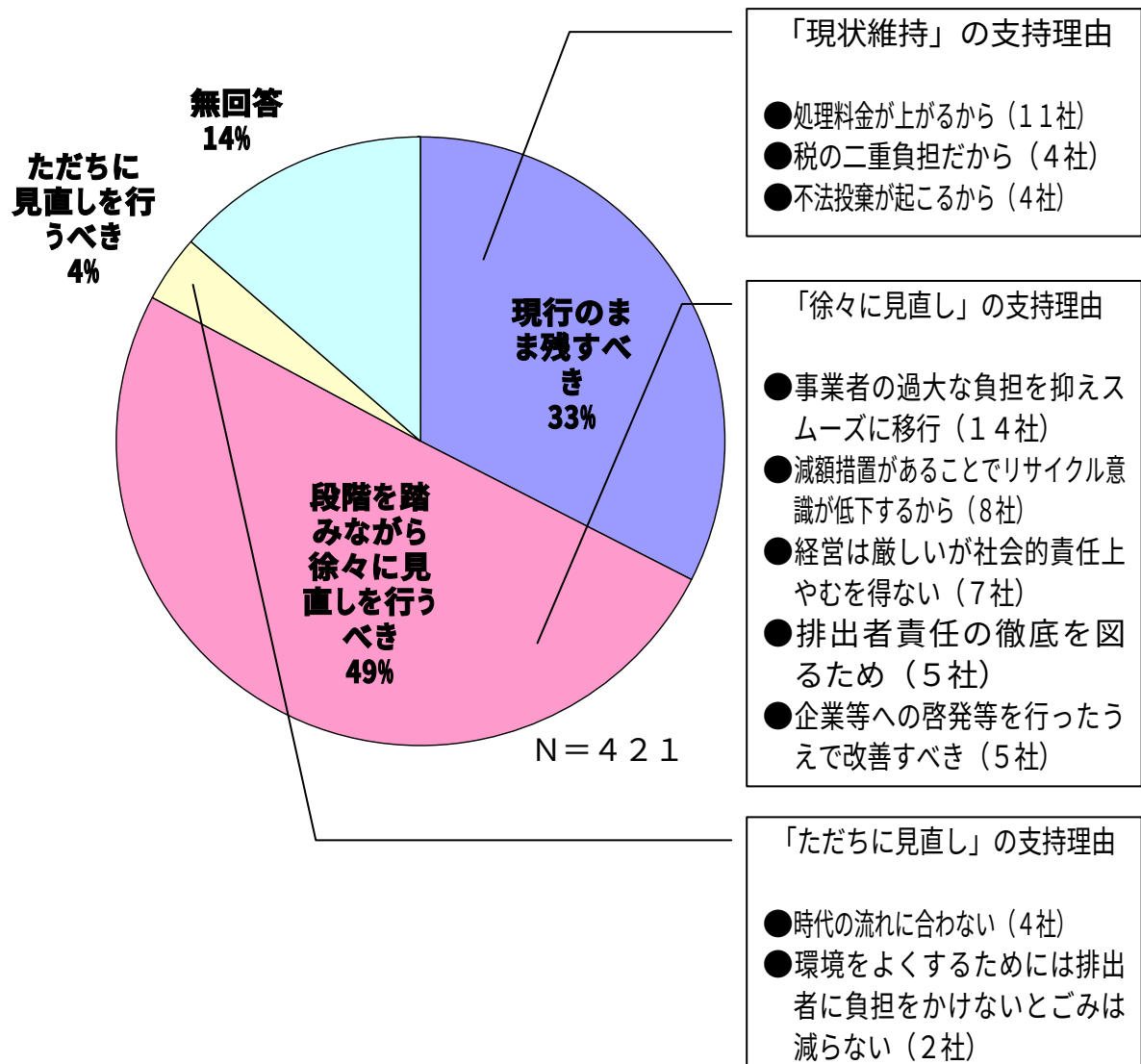
ア 減額措置の認知度

減額措置を知らなかった事業者が大半を占める。



イ 減額措置の今後のあり方

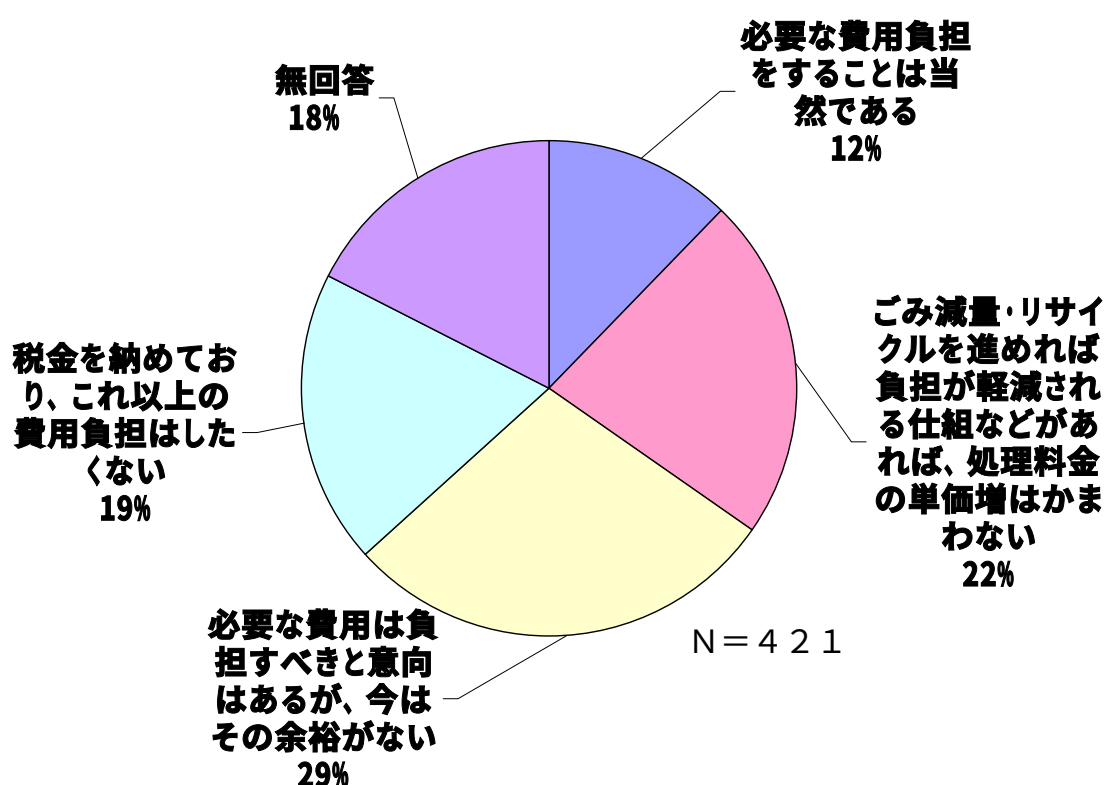
「現行のまま残すべき」と回答した事業者がおよそ3割あるが、「段階を踏みながら徐々に見直しを行うべき」「ただちに見直しを行うべき」と答えた事業者が合わせて半数を超えている。多くの事業者が、循環型社会構築に向けた時代の流れや排出者責任の考え方を認識しているものと考えられる。



ウ 減額見直しによる排出事業者への負担について

「これ以上の費用負担はしたくない」と回答した事業者が約2割あるが、「必要な費用負担をすることは当然」「ごみ減量・リサイクルを進めれば負担が軽減される仕組みなどがあれば負担が増えてもかまわない」と回答した事業者が合わせて34%に上る。

一方、必要な費用負担はすべきとの意識はあるものの現在その余裕がないという事業者も約3割を占めている。

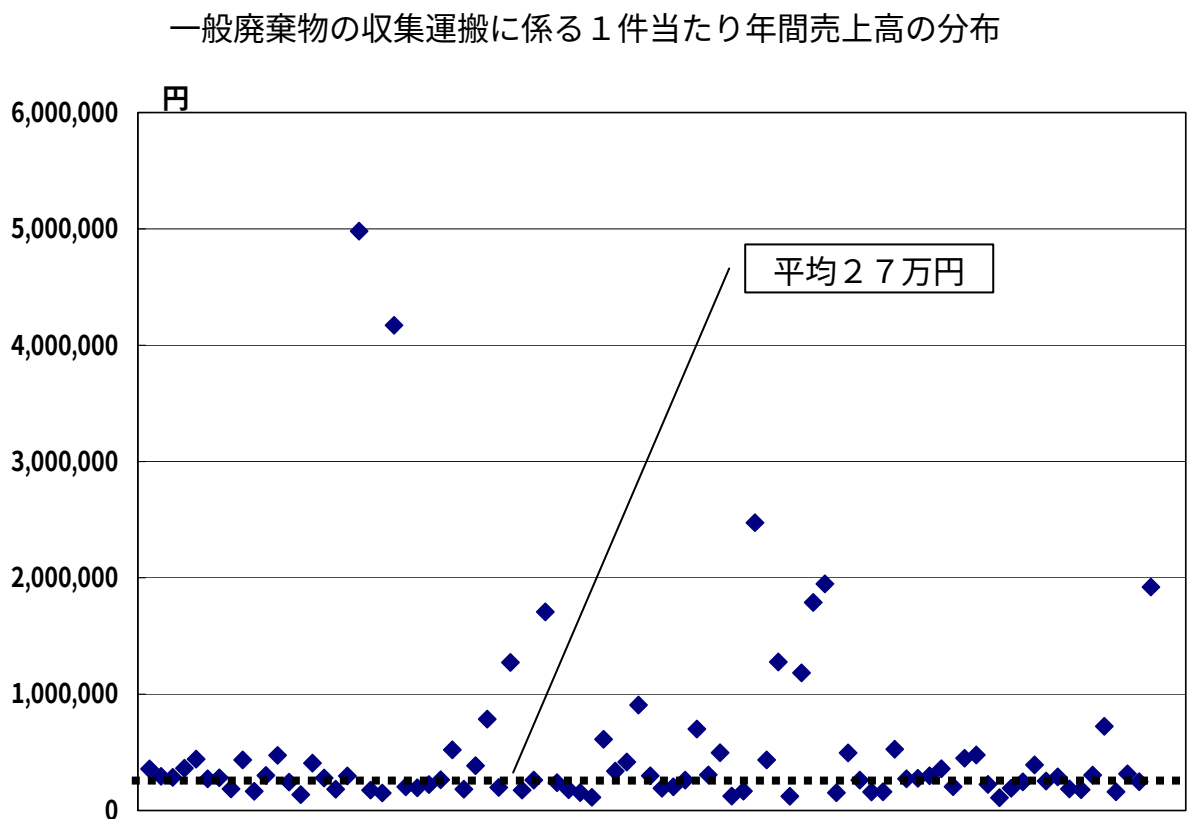
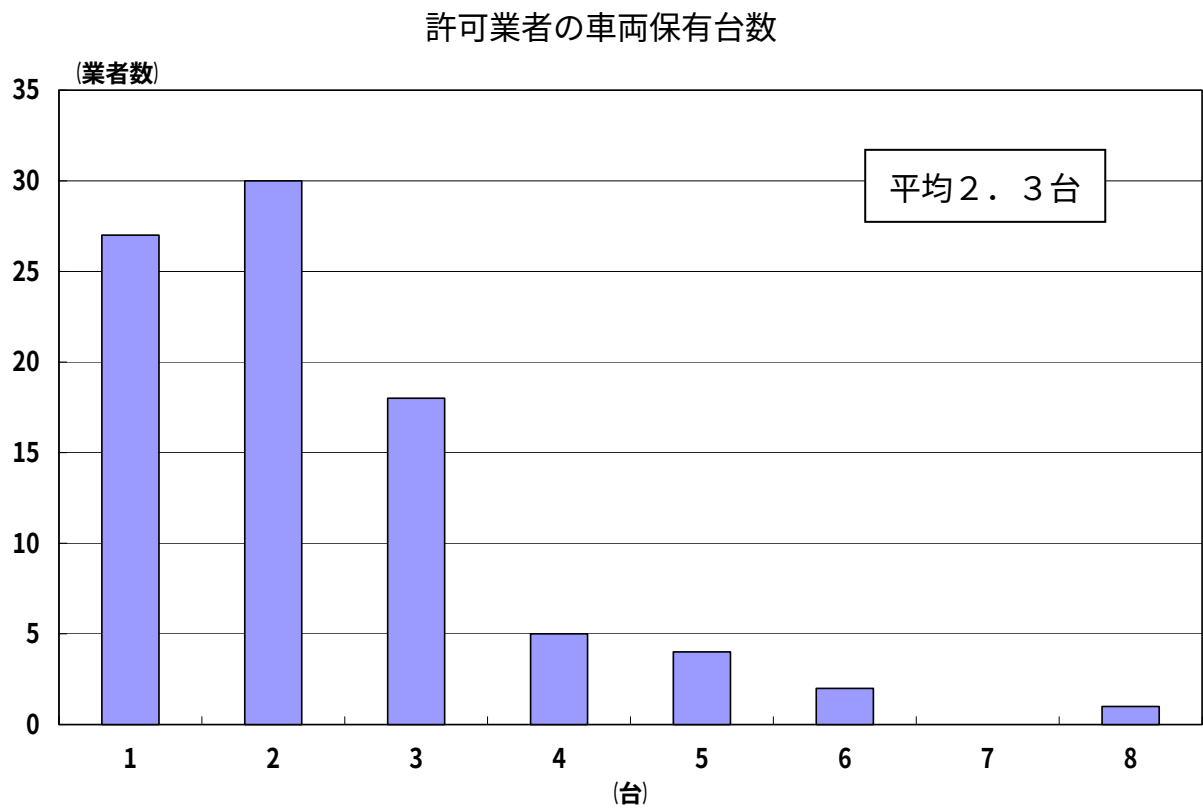


⑩自由意見（問10関連）

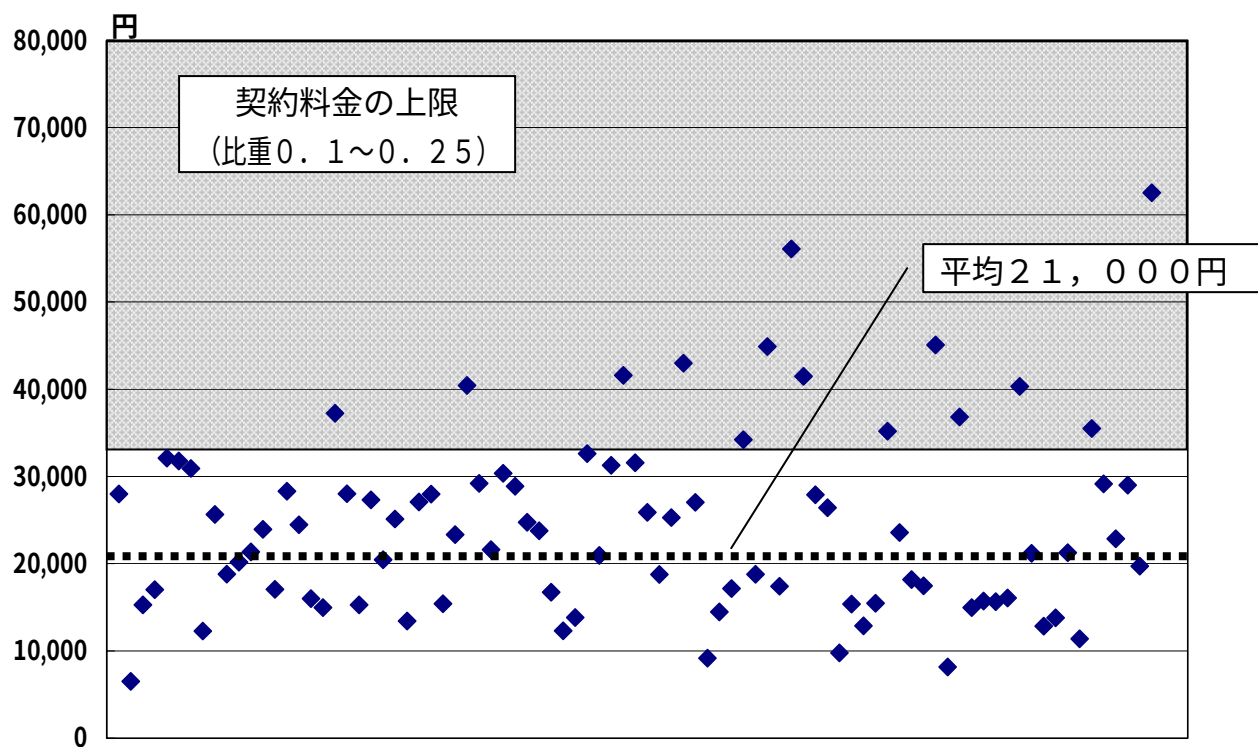
ごみの処理に関する排出事業者の自由意見を分野ごとにまとめると、下表のようになる。

自由意見の主な内容	件数
意識啓発・情報提供の徹底	14
現在のごみの収集処理システム	11
ごみ処理を巡る各主体の責務・負担のあり方	10
行政の取組姿勢	8
不適正排出	3
クリーンセンターでの受入	3
その他（事業系ごみに関すること以外）	21
合 計	70

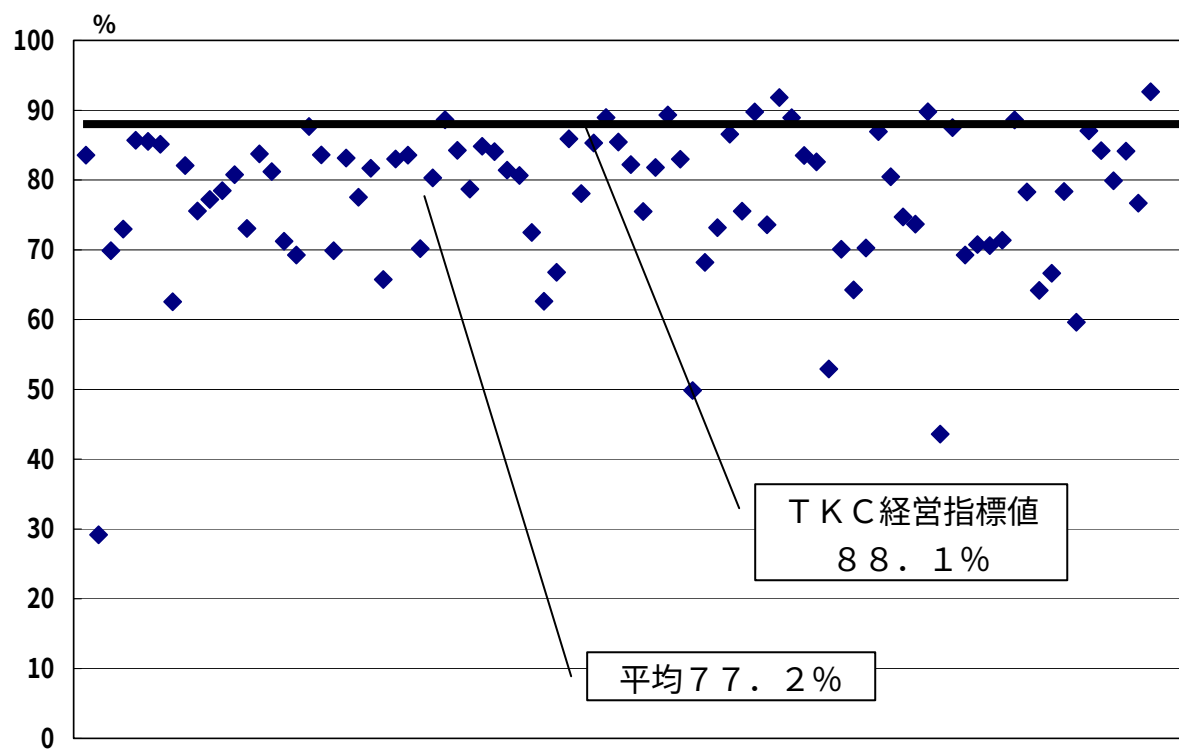
○許可業者の経営状況



一般廃棄物の収集運搬に係る1トン当たり売上高の分布



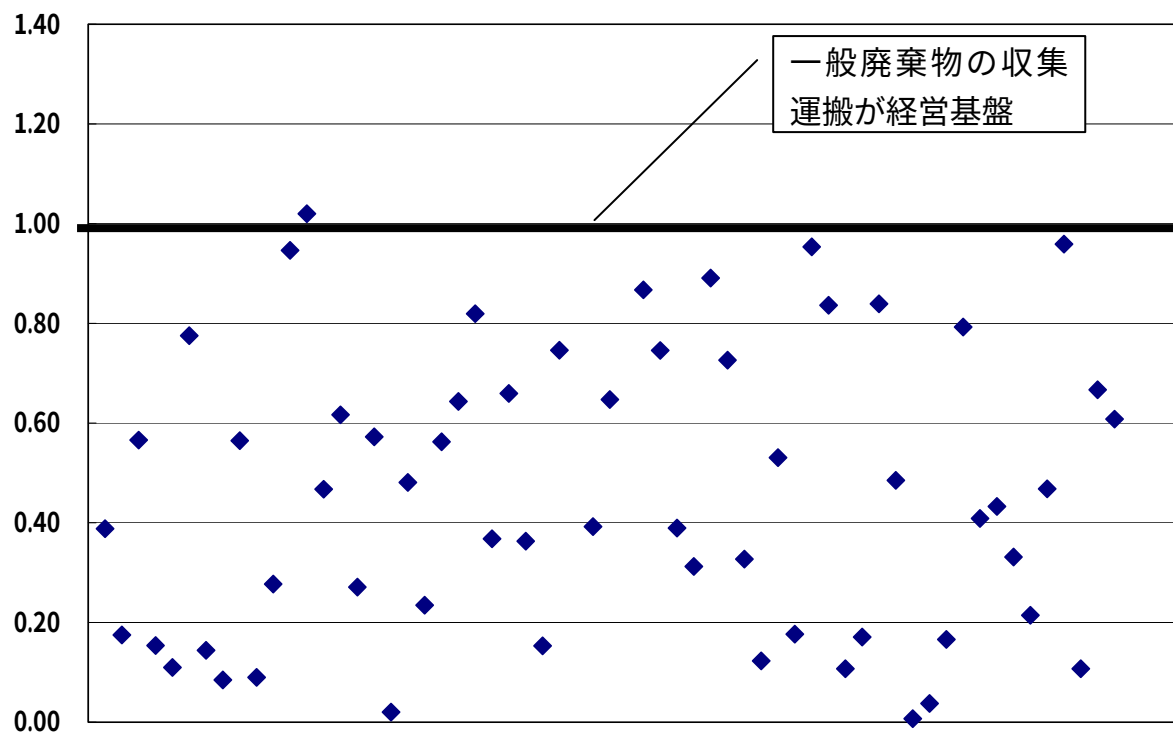
許可業者の全事業で見た限界利益率*の分布



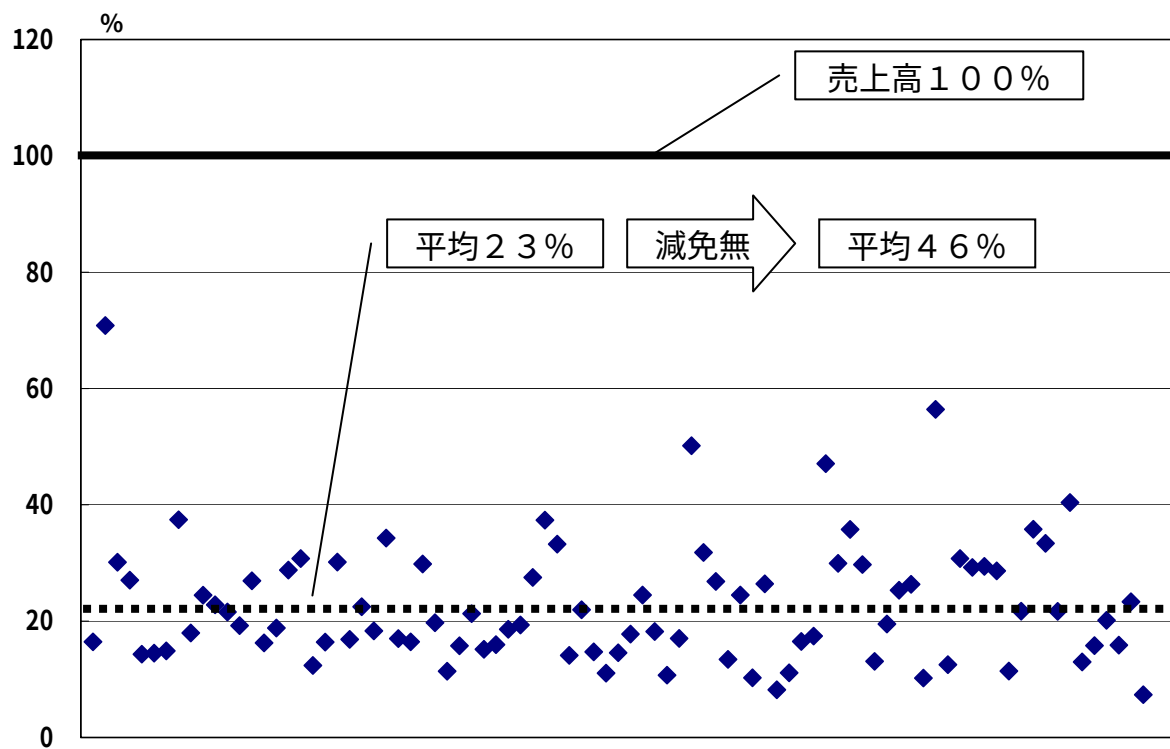
*限界利益率

売上高が一定額増加したとき、そのうちどれだけが本業の利益の増加に結びつくかを示す指標。
(限界利益) ÷ (売上高) により求められる。

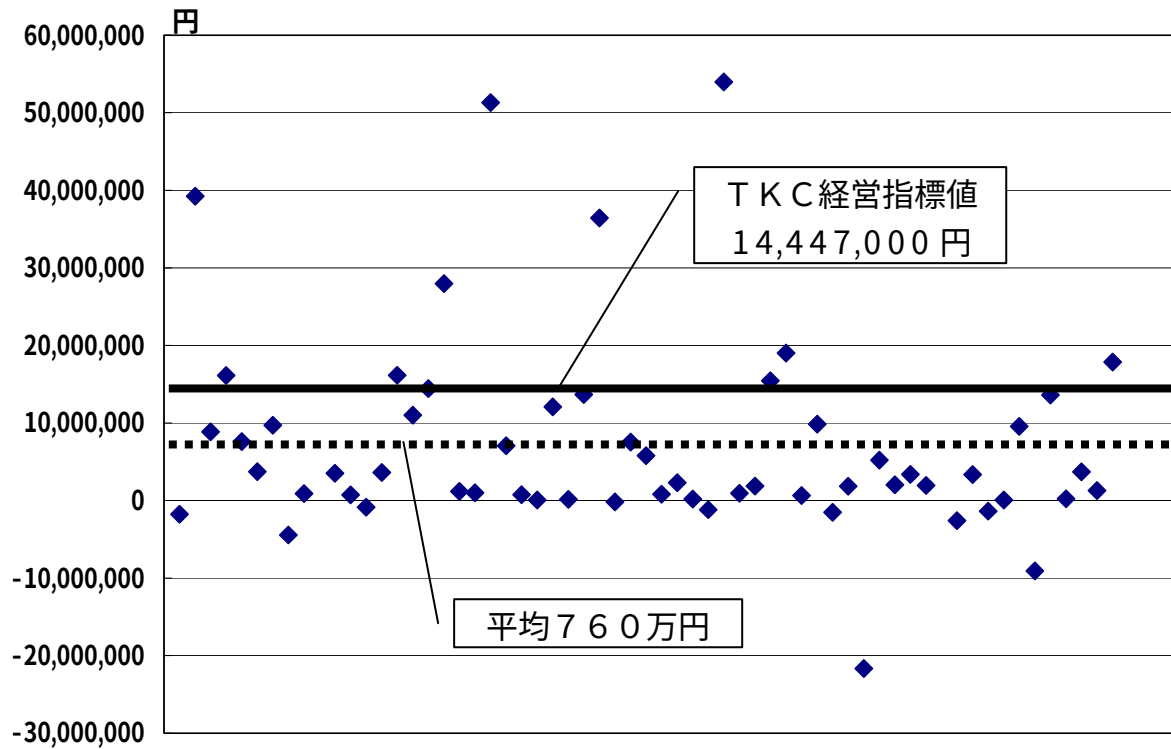
許可業者の全事業売上高（決算書記載）に占める一般廃棄物の収集運搬に係る売上高の分布



一般廃棄物の収集運搬に係る売上高に占める手数料納入額の割合の分布



許可業者の全事業で見た経常利益*の分布



*経常利益

企業がその事業活動によってどれだけ効率よく利益を挙げているかを示す指標。

(売上高) - (販売原価) - (販売費 (広告宣伝費や営業マンの人件費など))
- (一般管理費) + (営業外収益 (受取利息など))
- (営業外費用 (借入金の支払利息など))

により求められるので、売上高が大きくても、諸経費がかさむ場合にはこの値は小さくなる。

○許可業者アンケートの結果概要

(1) 調査の概要

①調査対象

京都市の一般廃棄物収集運搬許可業者 86 社を対象とした。

②調査期間・方法

調査期間は平成 17 年 4 月 15 日から 4 月 22 日までとし、調査票は郵送により配布した。4 月 22 日の消印分までを有効とした。

③回答状況

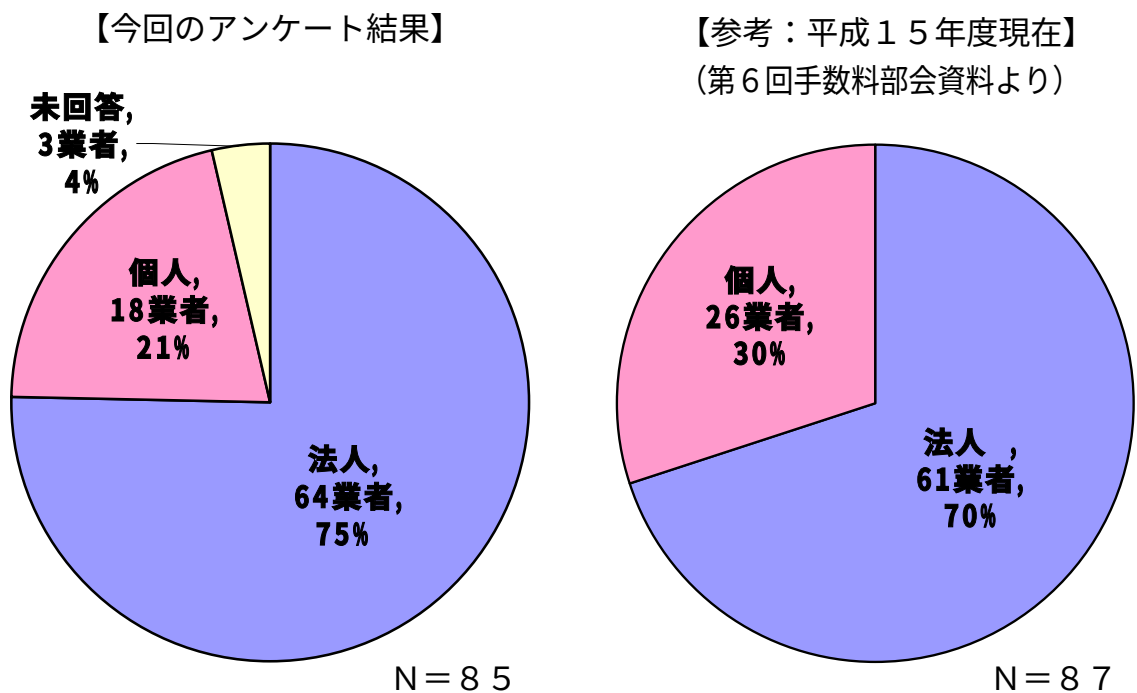
有効配布数：86 社（100%）

回答数：85 社，回答率 98.8%

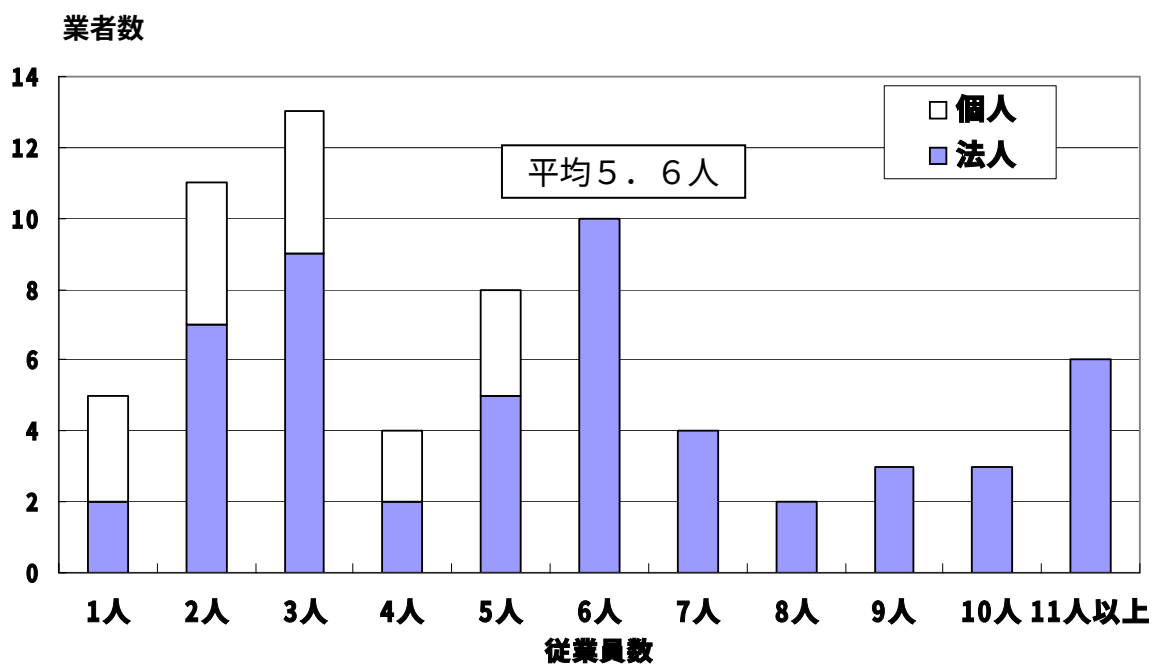
(2) 調査結果

①回答許可業者の基本属性（問 1 関連）

ア 個人・法人の別



イ 従業員数（一般廃棄物収集運搬従事者のみ）



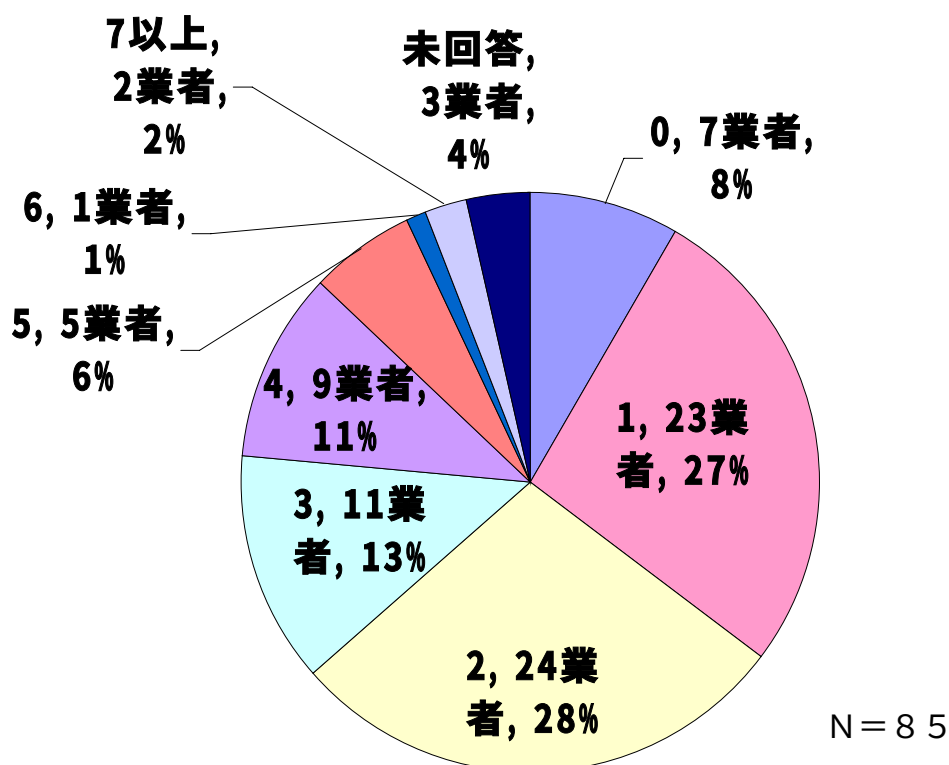
N = 85（うち16社は人数未回答）

②一般廃棄物の収集運搬以外の実施事業（問2関連）

ア 実施事業の数

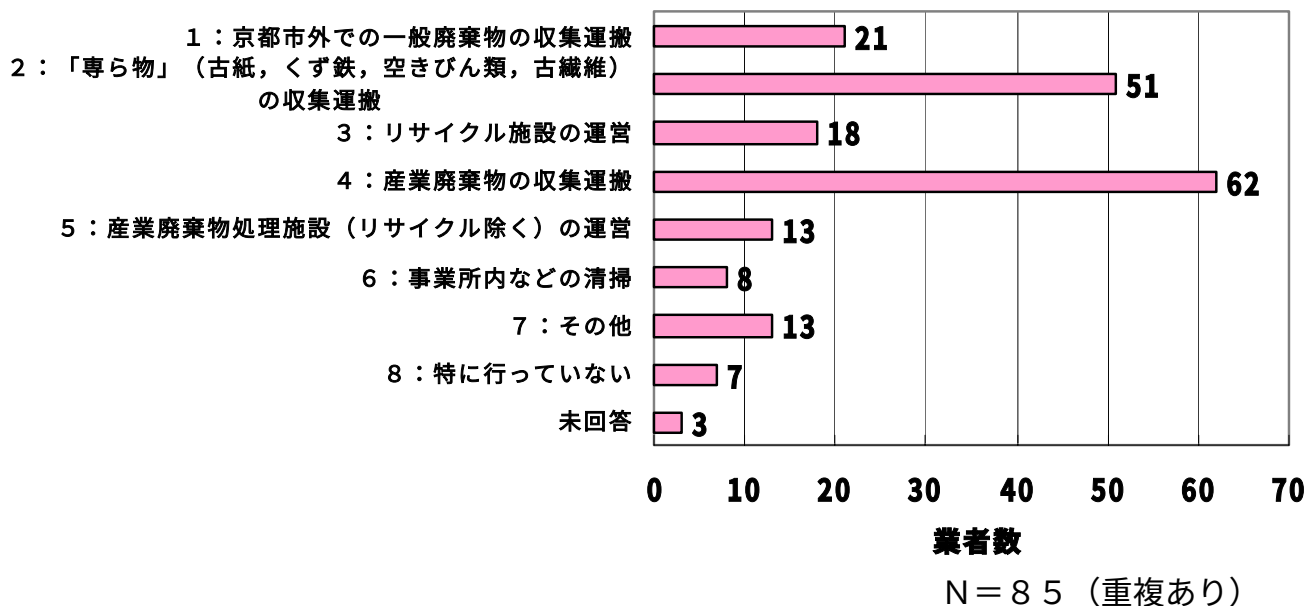
一般廃棄物の収集運搬以外に事業を行っている業者が大半であり、その事業数としては1つ及び2つのケースが多い。

※数値について…（事業数，業者数，比率）



イ 実施事業の種類

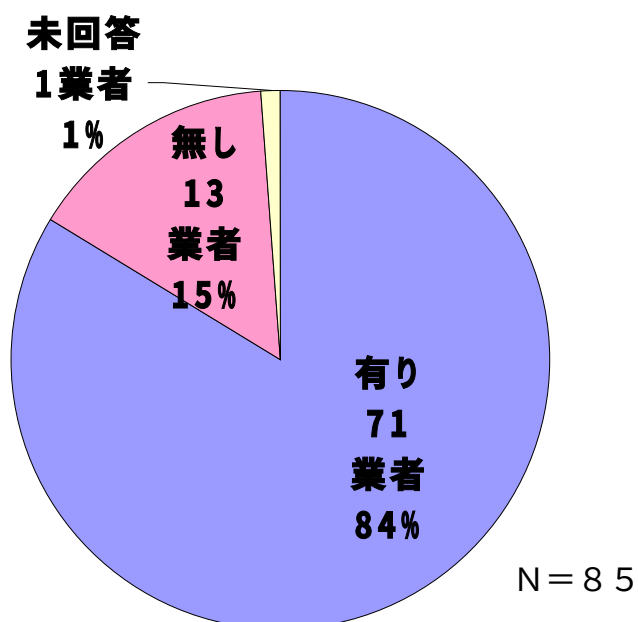
同じ収集運搬事業ということからか、産業廃棄物の収集運搬、「専ら物」の収集運搬が特に多い。



③民間リサイクル施設への搬入の有無（問3関連）

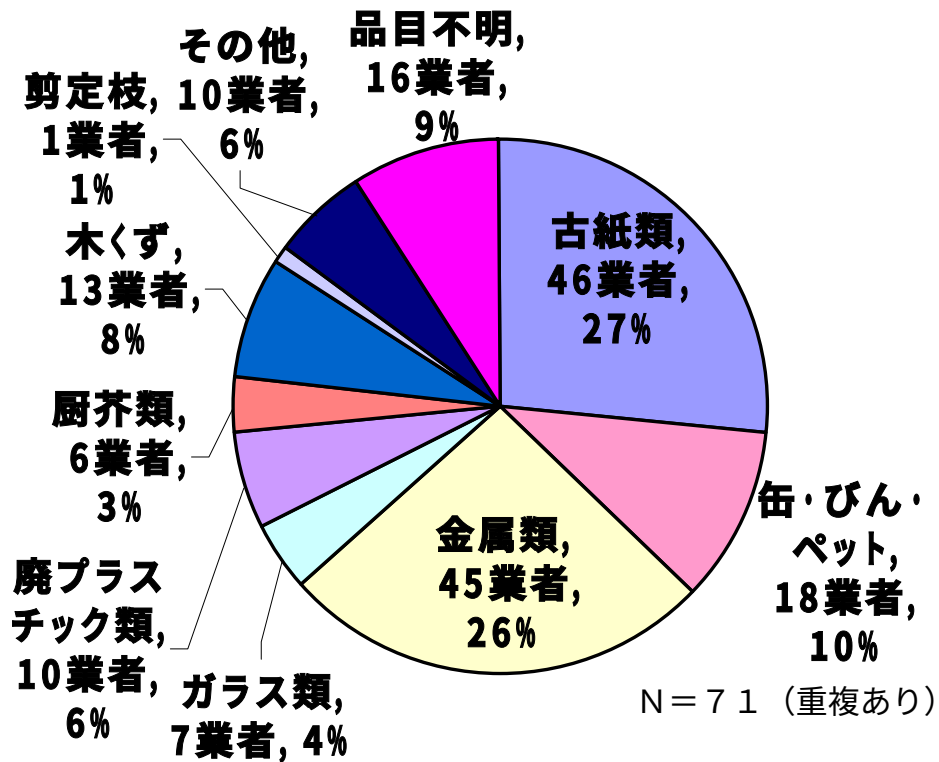
ア 搬入の有無

民間リサイクル施設にも搬入を行っている業者が大半を占める。



イ リサイクル品目

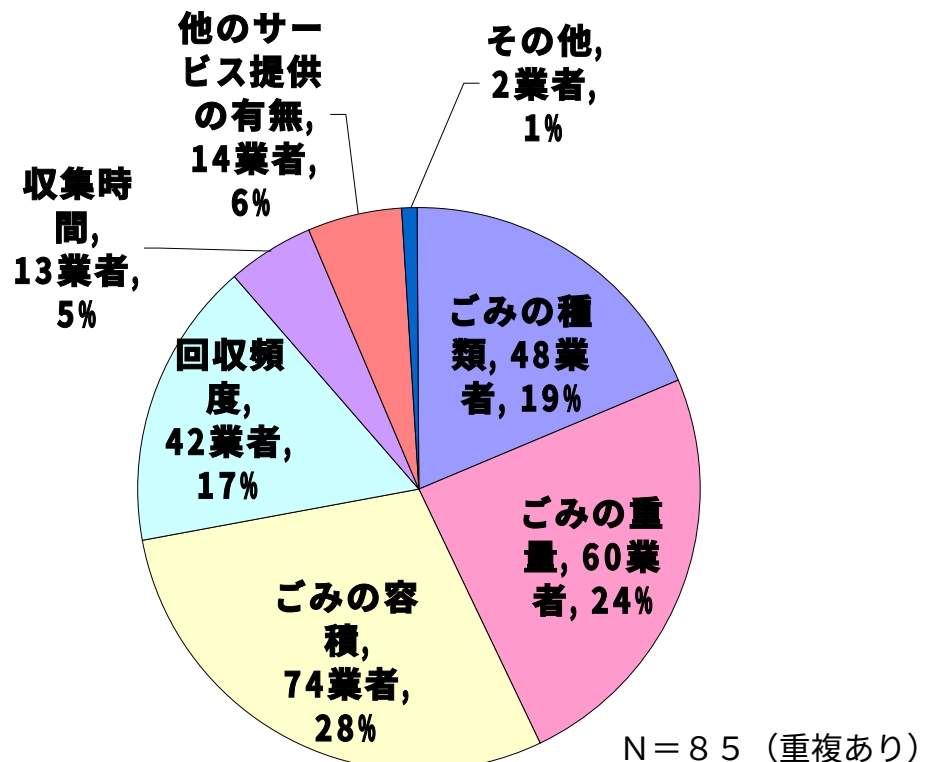
民間リサイクル施設に搬入している品目としては、古紙類や金属類が多い。



④排出事業者との契約料金の設定方法（問4関連）

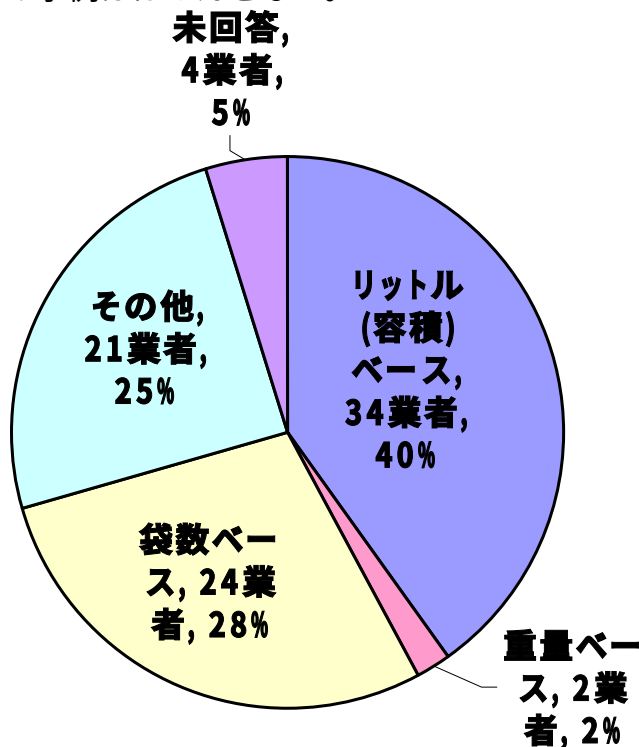
ア 契約料金の額を決めるための要素

ごみの種類、重量、容積及び回収頻度が主な決定要素となっており、これらを組み合わせて具体的な額が算出されていると考えられる。



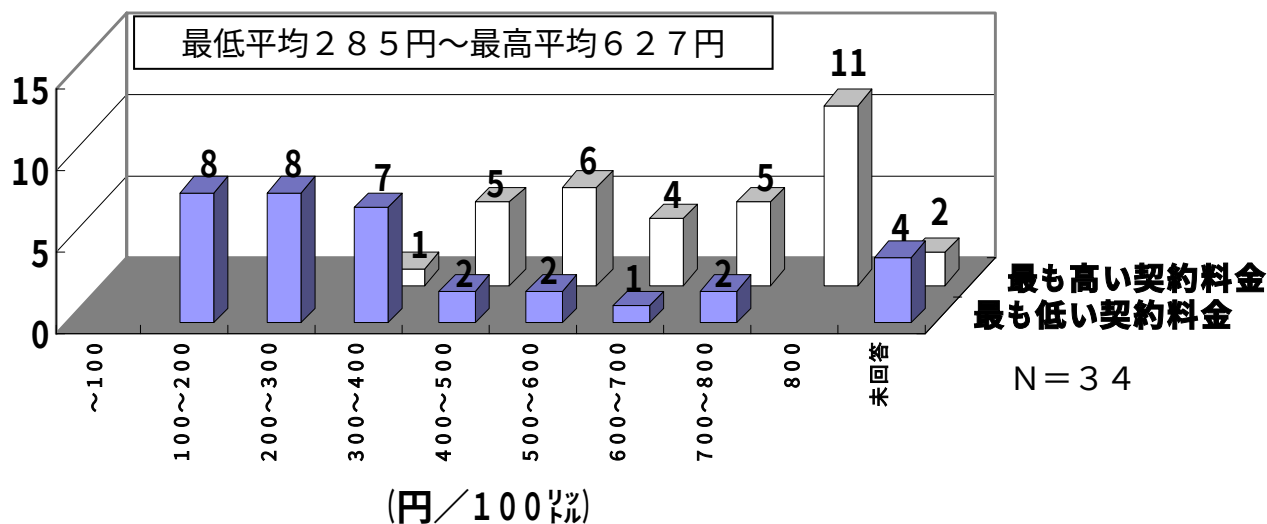
イ 実際の契約料金の単位

実際の契約料金の単位としては、リットルベースや袋数ベースが多く、重量ベースの事例はほとんどない。



N = 85

ウ ごみの容積ベースでの契約料金の状況



N = 34

エ ごみの重量ベースでの契約料金の状況

重量ベースで契約料金を設定していると回答した2社のうち、その金額について回答があったのは1社のみである。それによれば、

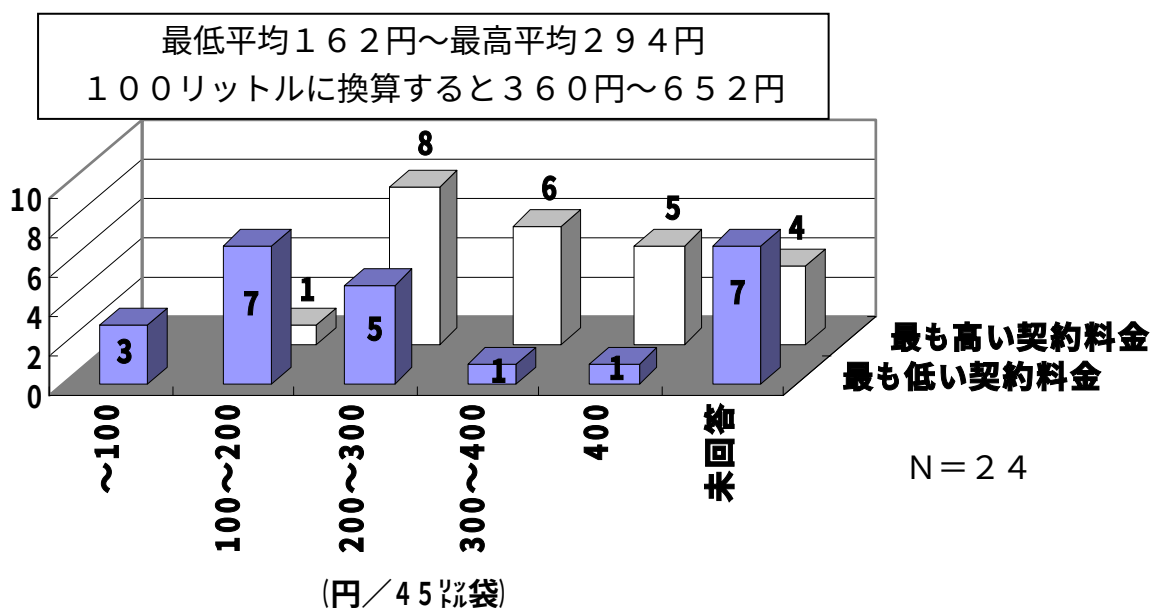
1tあたり10,000~20,000円

とのことであり、見掛比重を 0.2 kg/kg として容積ベースに換算すると

200~400円/100kg

となる。

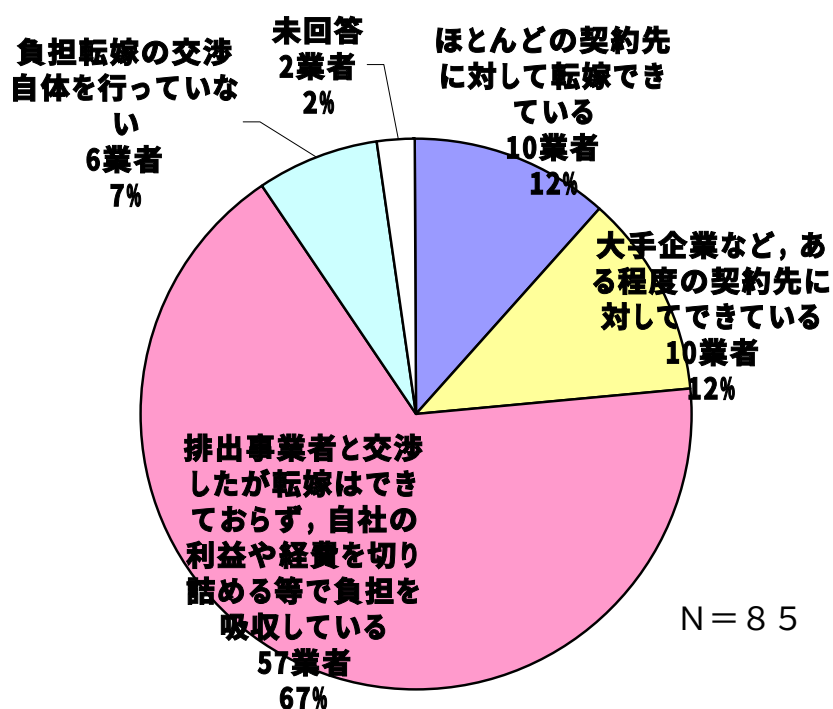
オ ごみの袋ベースでの契約料金の状況



⑤平成13年度手数料改定分の排出事業者による負担状況（問5関連）

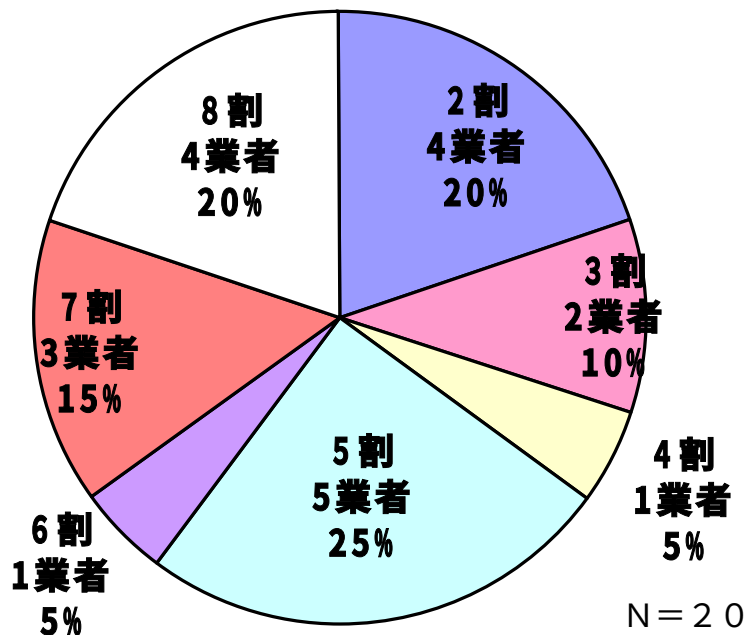
ア 料金改定の負担状況

ほとんど又はある程度の契約先負担を求めていることができていると答えた業者は合わせて約2割にとどまり、事業者負担してもらえておらず自社で負担を吸収していると答えた業者がおよそ7割に上っている。



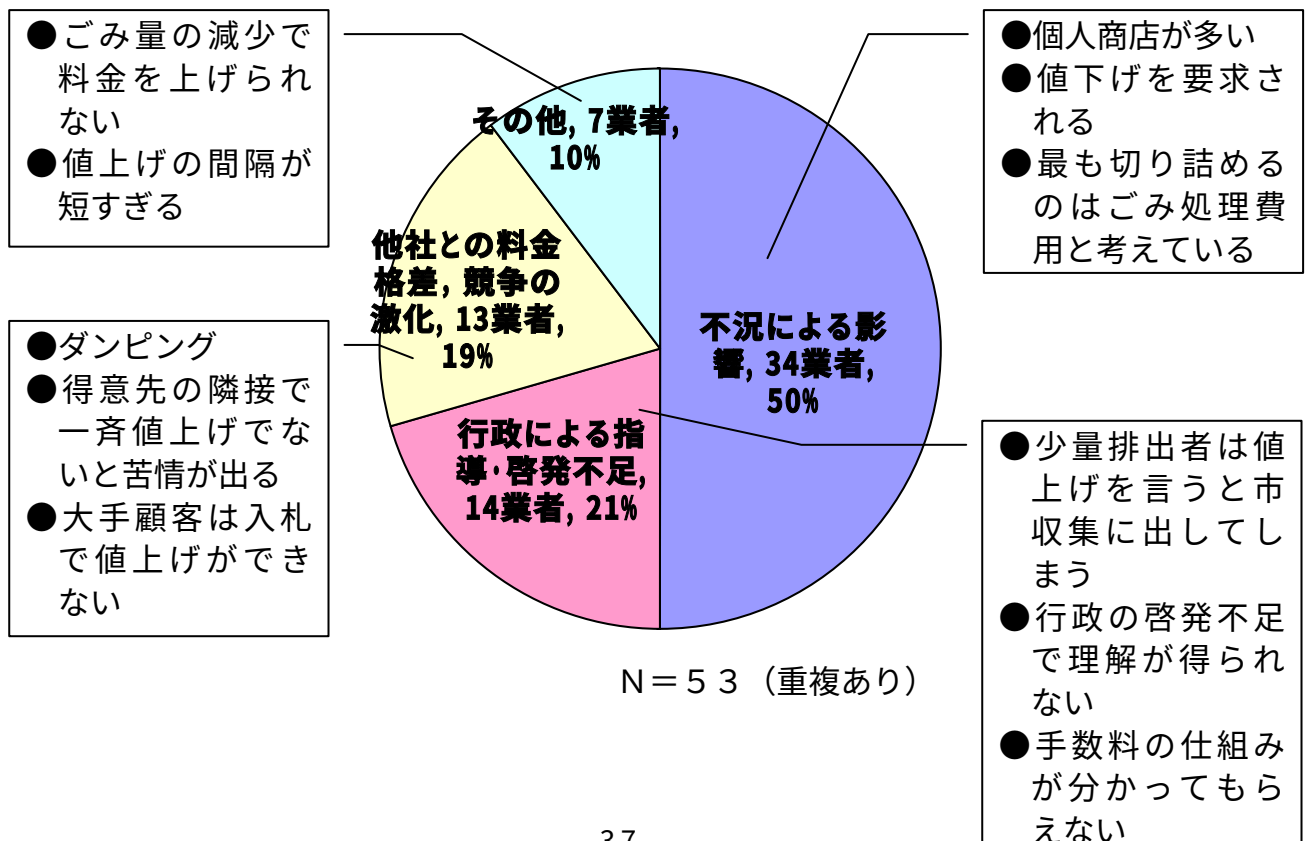
イ 負担を求めることができた契約先の割合

負担を求めることができた契約先の割合としては、5割までの回答で半数を超えており、ここからも事業者による負担を進めることの困難さがうかがわれる。



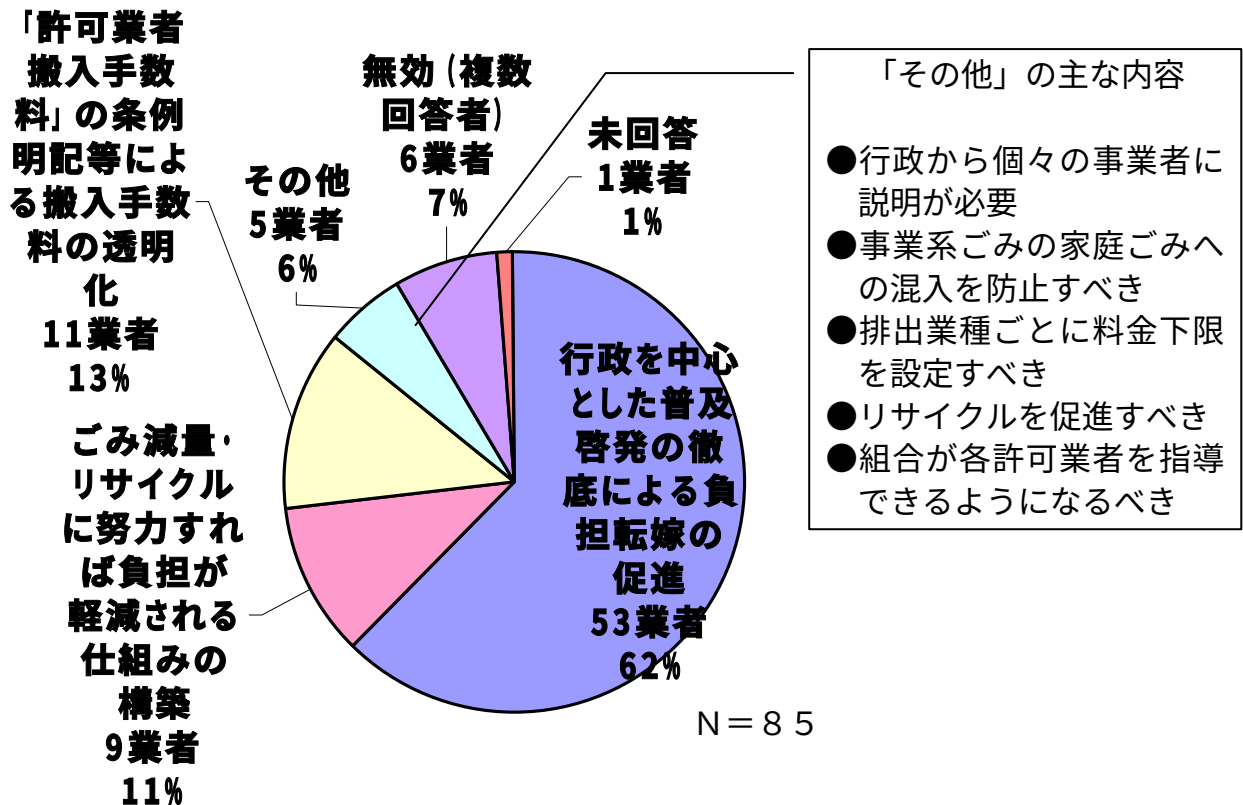
ウ 排出事業者による負担を進められない理由

排出事業者による負担を進められない理由であると業者が考えていることとしては、不況による影響が最も多く、次いで行政による指導・啓発不足、他社との競争となっている。



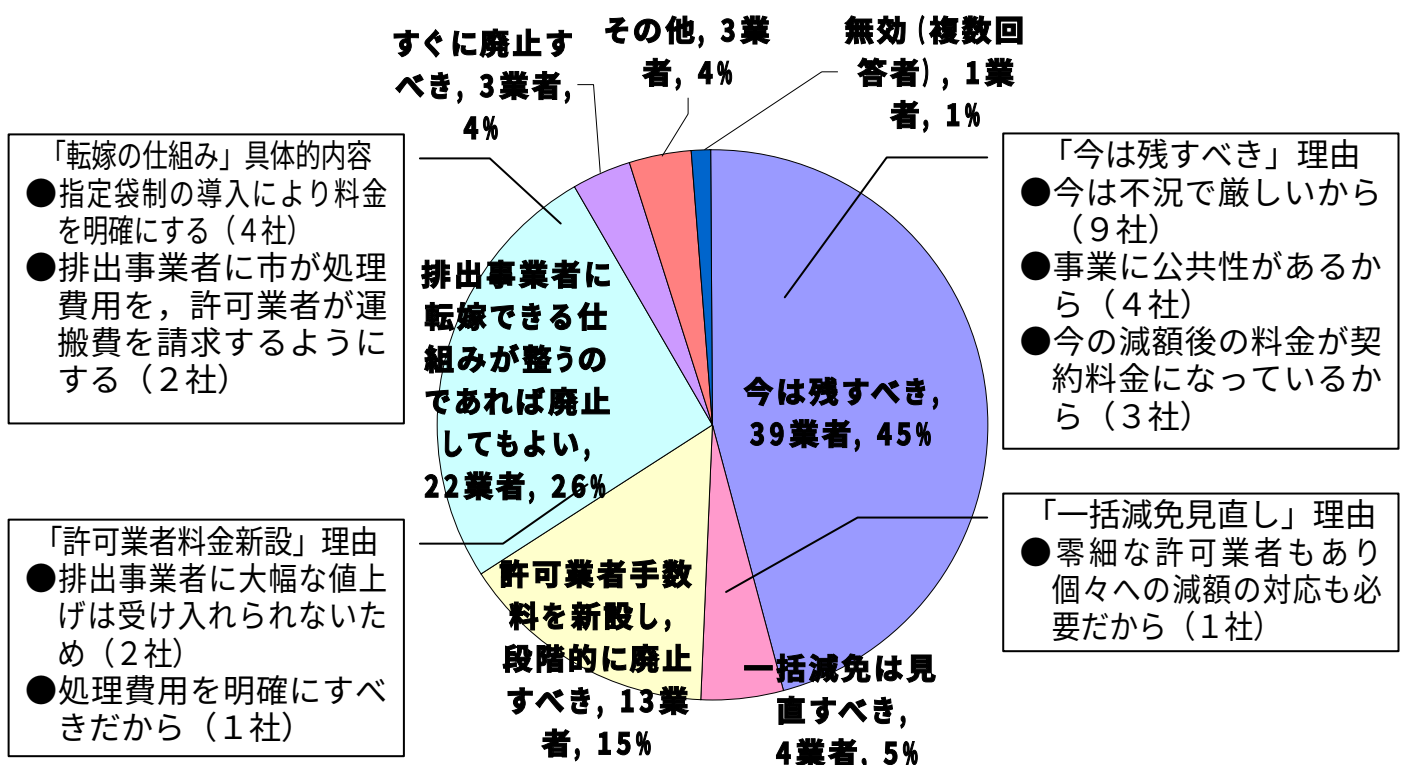
エ 排出事業者に適正な負担を求めるのに必要なこと

行政を中心とした普及啓発の徹底を求める声が6割を占めている。



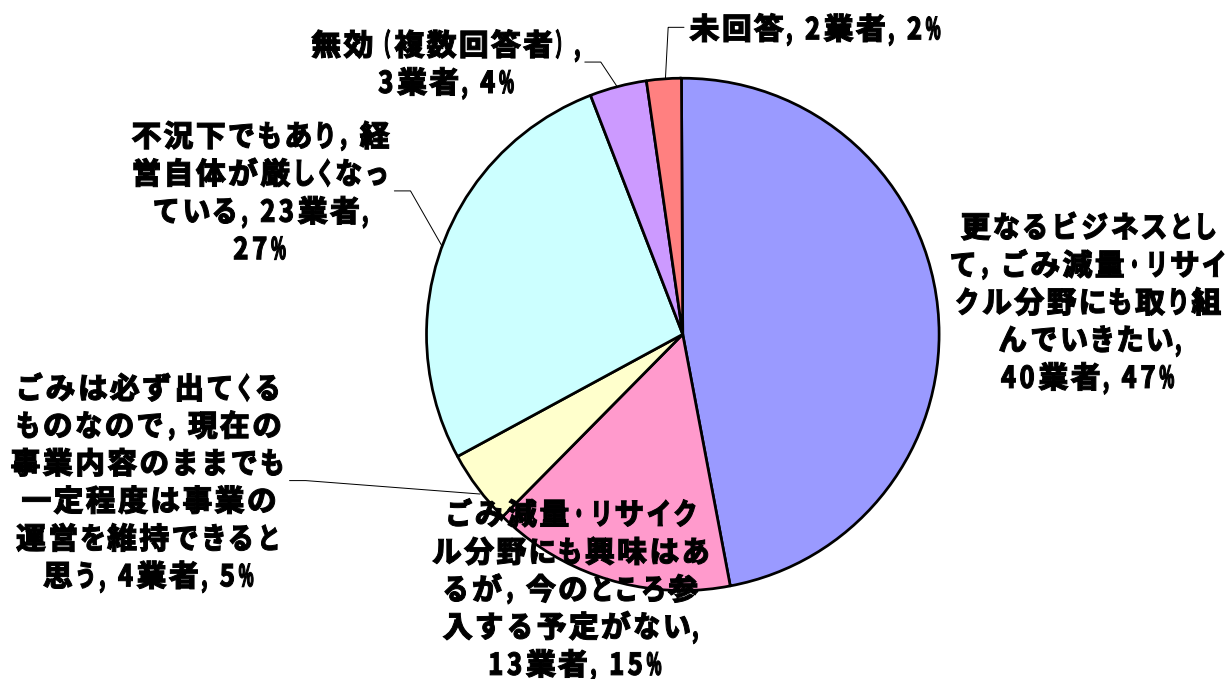
⑥許可業者手数料の減額措置について（問6関連）

「今は残すべき」が45%を占めているが、条件付廃止容認（「一括減免は見直すべき」「許可業者手数料を新設し段階的に廃止すべき」「排出事業者に転嫁できる仕組みが整うなら廃止してもよい」の3つ）が46%、「すぐに廃止すべき」が4%となっている。



⑦今後の事業運営等に関する考え方（問7 関連）

更なるビジネスとしてごみ減量・リサイクル分野に取り組みたいとする業者が半数近くを占める一方、経営自体が厳しいという業者も約3割に上っている。



⑧自由意見（問8 関連）

ごみの処理に関する許可業者の自由意見を分野ごとにまとめると、下表のようになる。

自由意見の主な内容	件数
排出事業者への周知・徹底	23
制度上の問題・仕組みづくり	7
行政によるリサイクルの受け皿要望	7
減額措置見直し賛成・やむを得ない	7
許可業者間の問題	5
減額措置見直し反対	5
無許可業者の取り締まり	4
手数料改定の排出事業者への転嫁	2
その他	4
合 計	64

○許可業者の契約件数と1回当たりの排出量が0.3トンを超える割合

契約件数全体に占める1回当たり0.3トン超排出事業者数の割合は、およそ2.4%にとどまる。

